

卷末資料

1 策定の経過

(1) 計画策定の流れ

年 月 日	項目	主な内容
平成 26 年 (2014 年) 10月 27 日～ 11月 14 日	座間市地域福祉計画策定の ためのアンケート調査	市内在住、満 20 歳以上の男女 3,000 人 を無作為抽出し実施 ・回答数 1,606 人 ・回収率 53.5%
平成 27 年 (2015 年) 7月 30 日	第 1 回座間市地域福祉計画 策定検討委員会	○座間市地域福祉計画（第三期）の策定に ついて ・現計画の進捗状況及び三期計画の策定 に向けた今後の方向について審議
8月 6 日	第 1 回座間市地域保健福祉 サービス推進委員会	
9月 28 日	第 2 回座間市地域福祉計画 策定検討委員会	○座間市地域福祉計画（第三期）の骨子案 について ・第 1 章及び第 2 章について重点的に審 議 ・第 3・4 章の原案を提示
10月 2 日	第 2 回座間市地域保健福祉 サービス推進委員会	
11月 19 日	第 3 回座間市地域福祉計画 策定検討委員会	○座間市地域福祉計画（第三期）の素案に ついて ・第 1 章～第 5 章の素案について審議
11月 30 日	第 3 回座間市地域保健福祉 サービス推進委員会	
12月 18 日～ 平成 28 年 (2016 年) 1月 18 日	パブリックコメント	○実施結果 ・意見提出者数 個人 1 人、1 法人 ・意見総数 15 件
1月 29 日	第 4 回座間市地域福祉計画 策定検討委員会	○座間市地域福祉計画（第三期）の案につ いて ・パブリックコメントの結果を踏まえた 案について審議 ・座間市地域保健福祉サービス推進委員 会に諮問
2月 4 日	第 4 回座間市地域保健福祉 サービス推進委員会	

(2) 平成26年度 市民アンケート調査の結果

1 調査の実施概要

1) 調査目的

本業務は、第3期座間市地域福祉計画策定のための基礎資料とすることを目的に実施する。

2) 調査対象者

- ① 平成26年10月1日現在、座間市内在住の満20歳以上の男女3,000人
- ② 住民基本台帳による無作為抽出

3) 集計結果の見方

- ① 回答は小数点第2位を四捨五入し、構成比率(%)で小数点第1位までを表示している。よって、回答率の合計が100.0%にならない場合がある。
- ② 複数回答の設問の場合、比率の合計が100.0%を上回る場合がある。
- ③ 「n」は回答者数を表す。
- ④ [SA]は単一回答、[MA]は複数回答を表す。

4) 回収結果

① 調査方法

発送：郵送発送。調査票、返信用封筒を封入。

回収：郵送回収。

督促：お礼状兼督促状の発送1回。

② 調査日程

発送：平成26年10月27日(月)

期限：平成26年11月14日(金)

※集計対象は平成26年12月19日までの到着分とした。

③ 回収結果

回収数 1,606 配布数 3,000 回収率 53.5%

2 集計結果

1) 回答者の属性

回答者の属性は以下のとおりであった。

■性別

	男性	女性	無回答	回答者数
件数	719	872	15	1,606
割合	44.8%	54.3%	0.9%	100.0%

■年齢階層別

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答	回答者数
件数	123	204	273	253	342	396	15	1,606
割合	7.7%	12.7%	17.0%	15.8%	21.3%	24.7%	0.9%	100.0%

■居住地区

	相模が丘	小松原	広野台	さがみ野	ひばりが丘	新田宿	座間	四ツ谷	相武台	緑ヶ丘
件数	310	68	33	23	175	33	103	33	117	97
割合	19.3%	4.2%	2.1%	1.4%	10.9%	2.1%	6.4%	2.1%	7.3%	6.0%

	栗原	明王	立野台	入谷	栗原中央	南栗原	西栗原	東京	無回答	回答者数
件数	20	12	51	249	72	91	23	85	11	1,606
割合	1.2%	0.7%	3.2%	15.5%	4.5%	5.7%	1.4%	5.3%	0.7%	100.0%

■居住年数（居住地区の無回答者を除く）

	件数	割合
50年以上住んでいる	86	5.4%
20～49年住んでいる	742	46.5%
10～19年住んでいる	358	22.4%
5～9年住んでいる	178	11.2%
住みはじめて5年に満たない	225	14.1%
無回答	6	0.4%
回答者数	1,595	100.0%

■職業

	件数	割合
会社員	425	26.5%
公務員	35	2.2%
自営業（商店、企業経営など）	94	5.9%
農林業	4	0.2%
家事専業	259	16.1%
無職（年金等生活者など）	410	25.5%
学生	34	2.1%
パート、アルバイト、フリーター	233	14.5%
専門的職業（医師、看護師、弁護士、会計士、芸術家など）	49	3.1%
その他	38	2.4%
無回答	25	1.6%
回答者数	1,606	100.0%

■家族構成

	件数	割合
ひとり暮らし世帯	167	10.4%
夫婦のみの世帯	443	27.6%
親と子の2世代世帯	824	51.3%
親と子と孫の3世代世帯	119	7.4%
その他	38	2.4%
無回答	15	0.9%
回答者数	1,606	100.0%

■家族構成別同居家族の属性

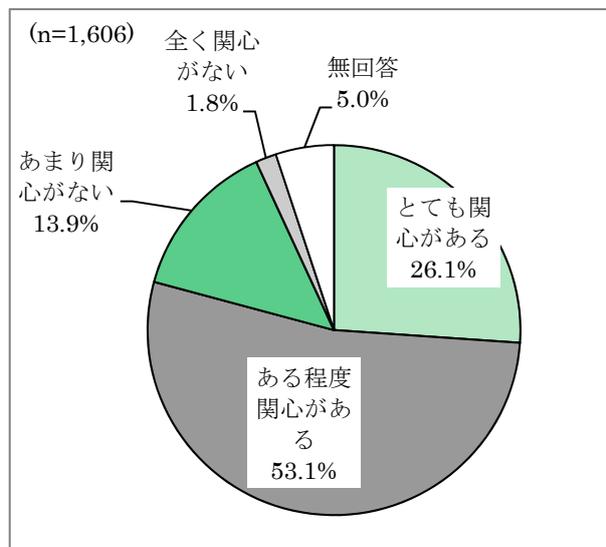
	件数	割合
乳児（1歳未満）	41	2.6%
乳児を除く小学校入学前の幼児	136	8.5%
小学生	148	9.2%
中学生・高校生	161	10.0%
65歳以上の方	513	31.9%
介護を必要とする方	73	4.5%
障がいのある方	124	7.7%
いずれもない	613	38.2%
無回答	71	4.4%
回答者数	1,606	100.0%

2) 福祉について

① 福祉への関心 [SA]

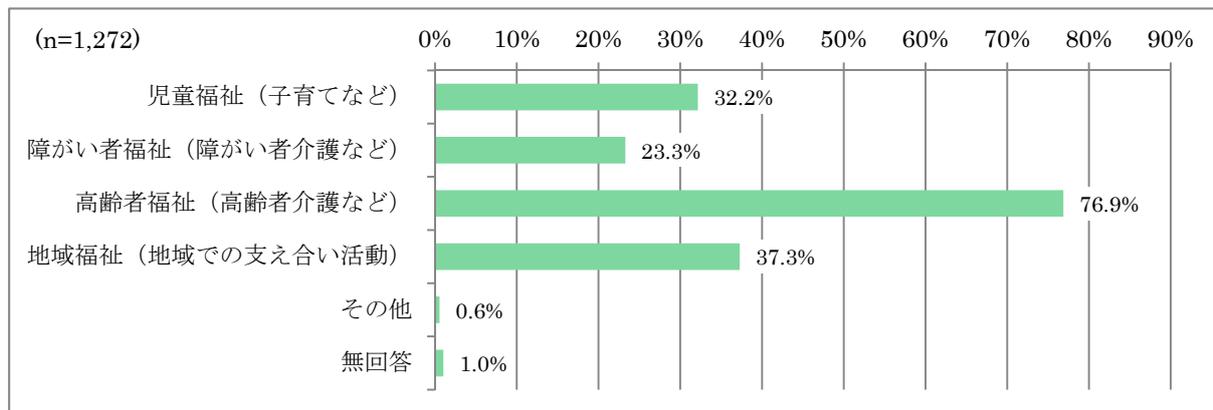
福祉への関心度についてみると、「ある程度関心がある」が 53.1%で最も高く、次いで「とても関心がある」の 26.1%、「あまり関心がない」の 13.9%と続いている。

また、関心がある割合（「とても関心がある」と「ある程度関心がある」の合計）は 80%近くの高い割合となっている。



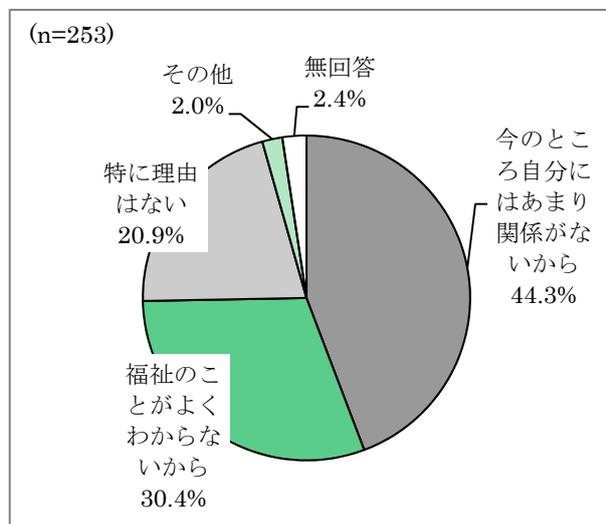
② 関心のある福祉分野 [MA]

福祉への関心において「とても関心がある」または「ある程度関心がある」と答えた方に対し、関心のある福祉分野についてみると、「高齢者福祉」が 76.9%で最も高く、次いで「地域福祉」の 37.3%、「児童福祉」の 32.2%と続いている。



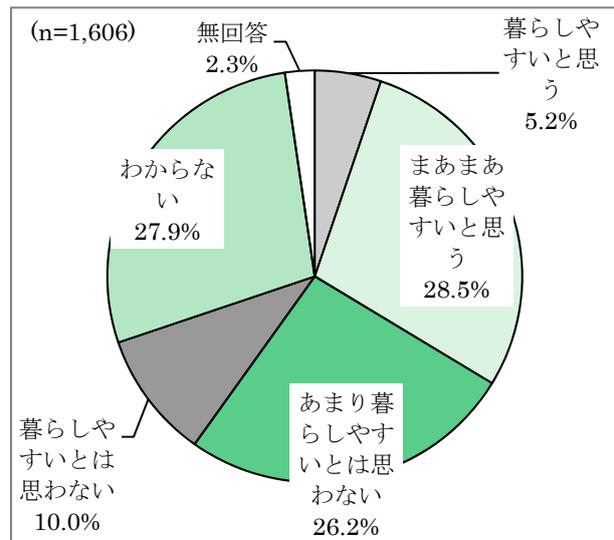
③ 関心がない理由 [SA]

福祉への関心において「あまり関心がない」または「全く関心がない」と答えた人に対し、関心がない理由についてみると、「今のところ自分にはあまり関係がないから」が 44.3%で最も高く、次いで「福祉のことがよくわからないから」の 30.4%、「特に理由はない」の 20.9%と続いている。



④ 暮らしやすさ [SA]

暮らしやすさについてみると、「まあまあ暮らしやすいと思う」が 28.5%で最も高く、次いで「わからない」の 27.9%、「あまり暮らしやすいとは思わない」の 26.2%、「暮らしやすいとは思わない」の 10.0%と続いている。



⑤ 理由 (自由記入)

「暮らしやすいと思う」と答えた方について、その理由をみると、「福祉が充実している」が最も多く、次いで「環境が良い」が続いている。また、「まあまあ暮らしやすいと思う」と答えた方について、その理由をみると、「生活の便が良い」が最も多く、「自然環境が良い」「福祉が充実している」と続いている。

一方、「あまり暮らしやすいとは思わない」と答えた方について、その理由をみると、「道路・歩道等の設備が不十分」が最も多く、「子育てに関する環境が不十分」「環境があまり良くない(騒音、坂)」と続いている。また、「暮らしやすいとは思わない」と答えた方について、その理由をみると、「子育てに関する環境が不十分」が最も多く、「道路・歩道等の設備が不十分」「生活の便が悪い(店が遠い、交通の便が悪い)」と続いている。

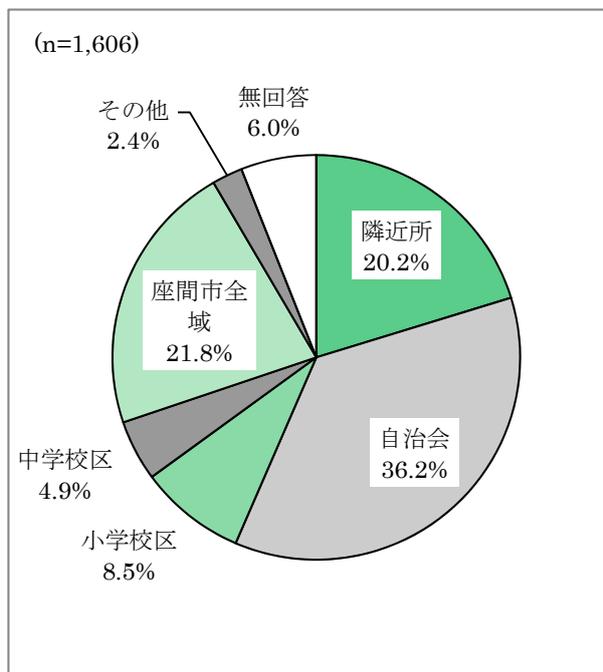
理由 (上位5項目)

暮らしやすいと思う理由	件数	まあまあ暮らしやすいと思う理由	件数
福祉が充実している	18	生活の便が良い	46
環境が良い	13	自然環境が良い	26
生活の便が良い	7	福祉が充実している	21
交流できる場がある	6	特に不満や不便はない	18
治安が良い	3	病院や介護施設等の施設が充実	15
あまり暮らしやすいとは思わない理由	件数	暮らしやすいとは思わない理由	件数
道路・歩道等の設備が不十分	72	子育てに関する環境が不十分	29
子育てに関する環境が不十分	66	道路・歩道等の設備が不十分	27
環境があまり良くない(騒音、坂)	52	生活の便が悪い(店が遠い、交通の便が悪い)	15
生活の便が悪い(店が遠い、交通の便が悪い)	43	環境が良くない(騒音、坂、治安)	13
情報が不足している、施設が不十分	16	他地域と比べて待遇が良くない	10

3) 地域との関わり

① 地域の範囲 [SA]

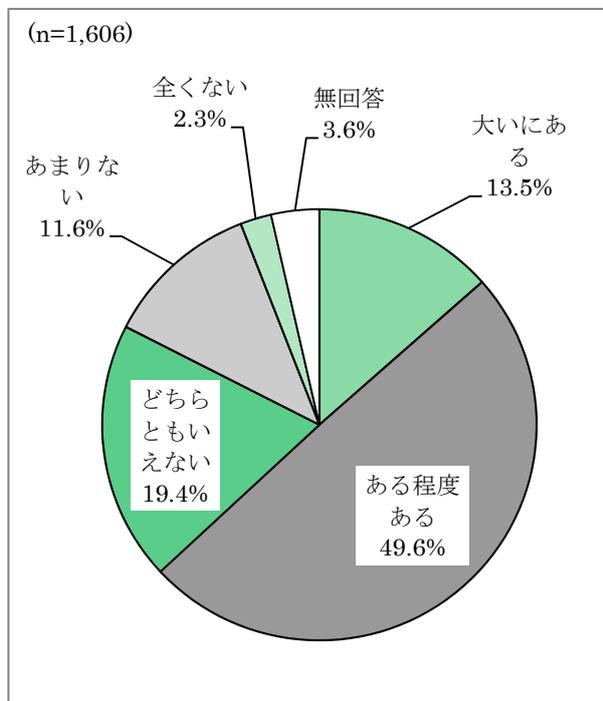
回答者の考える地域の範囲については、「自治会」が 36.2%で最も高く、次いで「座間市全域」の 21.8%、「隣近所」の 20.2%、と続き、「隣近所」「自治会」といった狭い範囲を地域と考える割合が半数以上を占めている。



② 地域への愛着度 [SA]

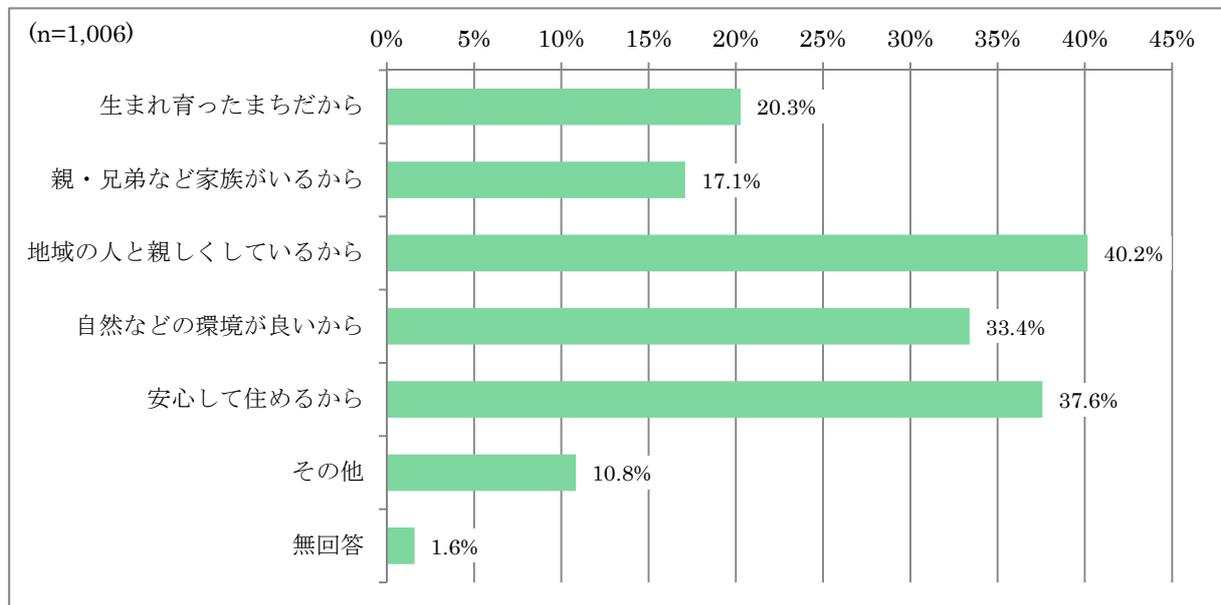
地域への愛着度についてみると、「ある程度ある」が 49.6%で最も高く、次いで「どちらともいえない」の 19.4%、「大いにある」の 13.5%、「あまりない」の 11.6%と続いている。

また、地域への愛着がある割合（「大いにある」と「ある程度ある」の合計）が 60%以上を占めるなど、地域への愛着の高さがうかがえる。



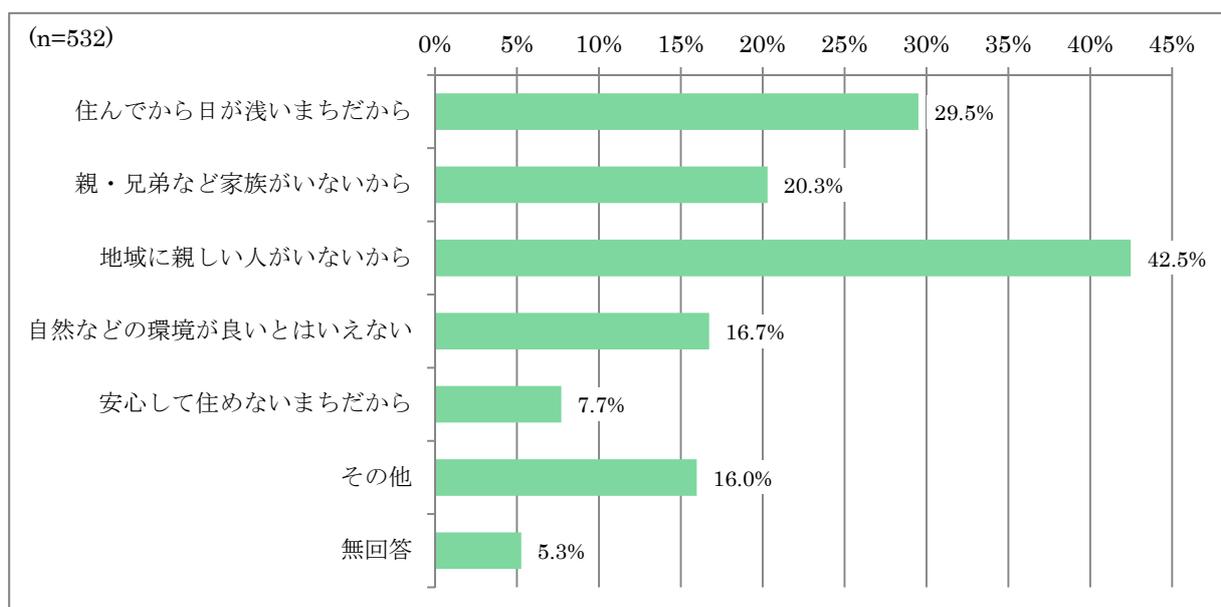
③ 愛着を感じる理由 [MA]

地域への愛着を「大いにある」または「ある程度ある」と答えた人に対し、愛着を感じる理由についてみると、「地域の人と親しくしているから」が40.2%で最も高く、次いで「安心して住めるから」の37.6%、「自然などの環境が良いから」の33.4%と続いている。



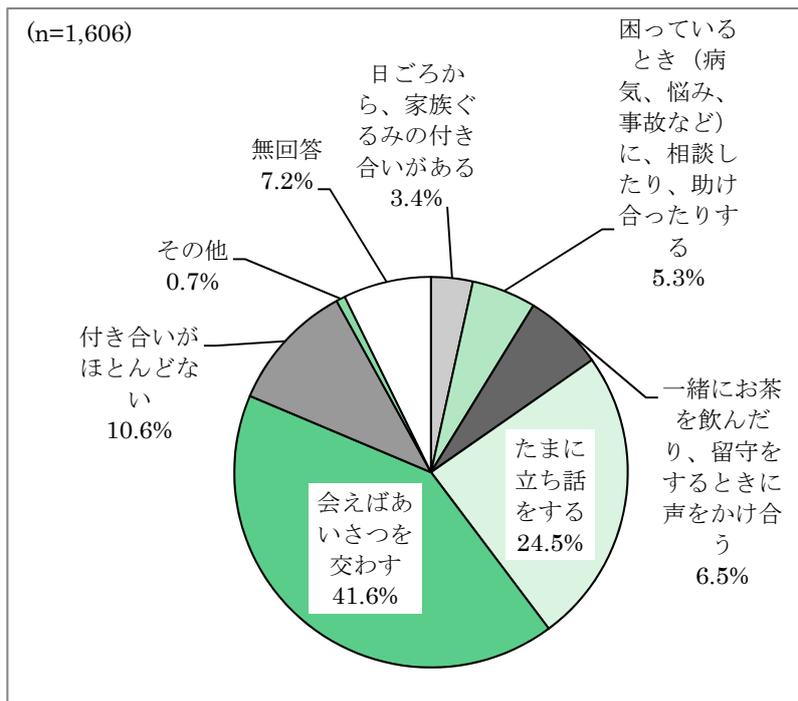
④ 愛着を感じない理由 [MA]

地域への愛着を「どちらともいえない」「あまりない」「全くない」と答えた人に対し、愛着を感じない理由についてみると、「地域に親しい人がいないから」が42.5%で最も高く、次いで「住んでから日が浅いまちだから」の29.5%、「親・兄弟など家族がいないから」の20.3%と続いている。



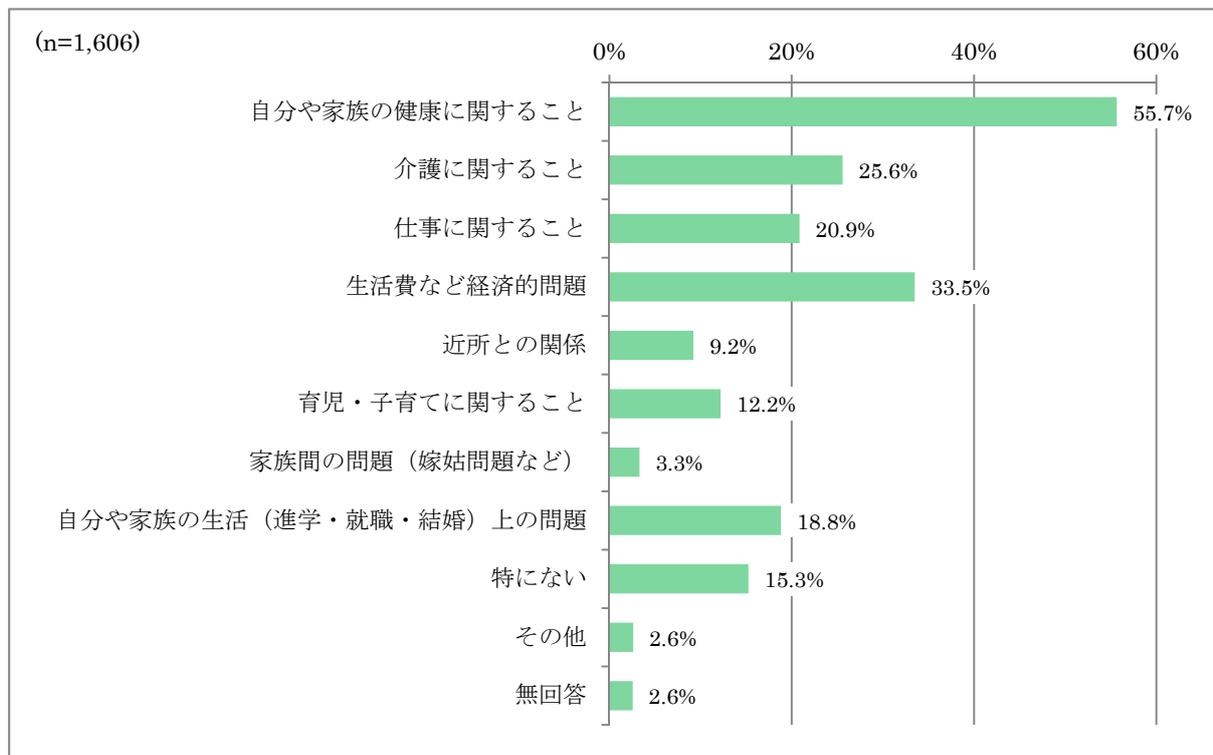
⑤ 近所との付き合い [SA]

近所との付き合いの程度についてみると、「会えばあいさつを交わす」が 41.6%で最も高く、次いで「たまに立ち話をする」の 24.5%、「付き合いがほとんどない」の 10.6%と続いている。



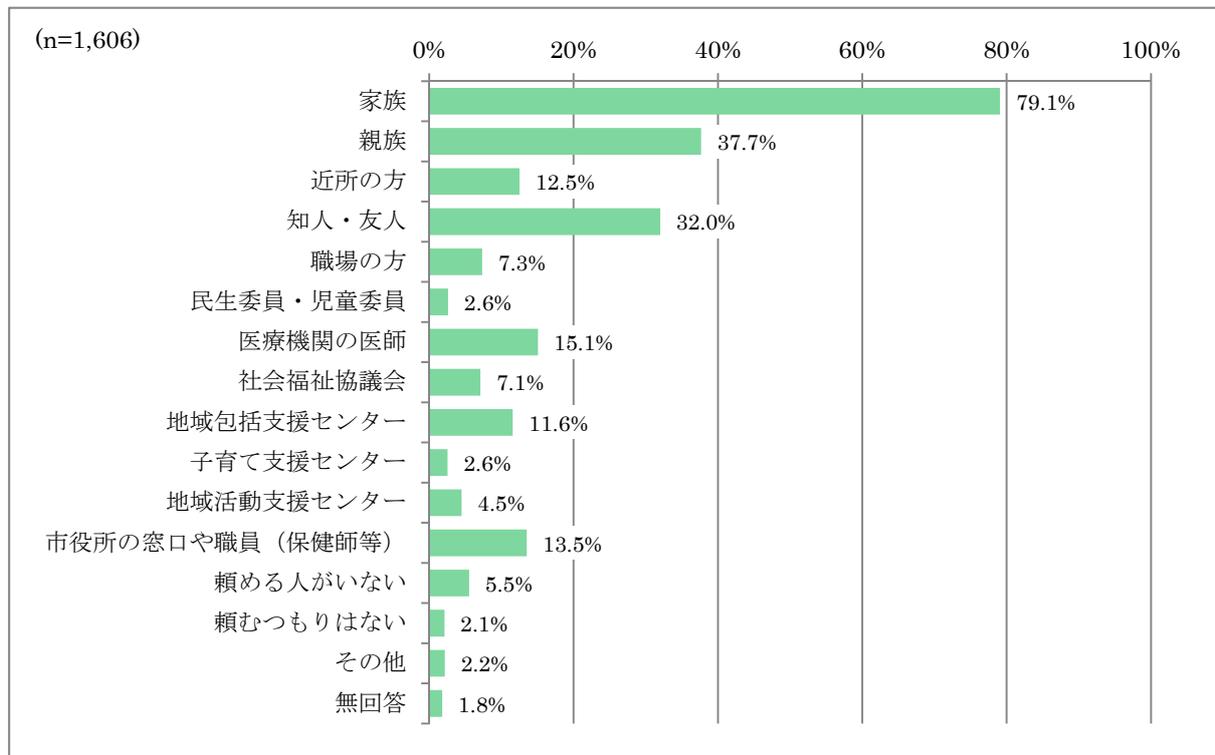
⑥ 毎日の暮らしの中での悩み [MA]

毎日の暮らしの中での悩みについてみると、「自分や家族の健康に関すること」が 55.7%で最も高く、次いで「生活費など経済的問題」の 33.5%、「介護に関すること」の 25.6%、「仕事に関すること」の 20.9%と続いている。



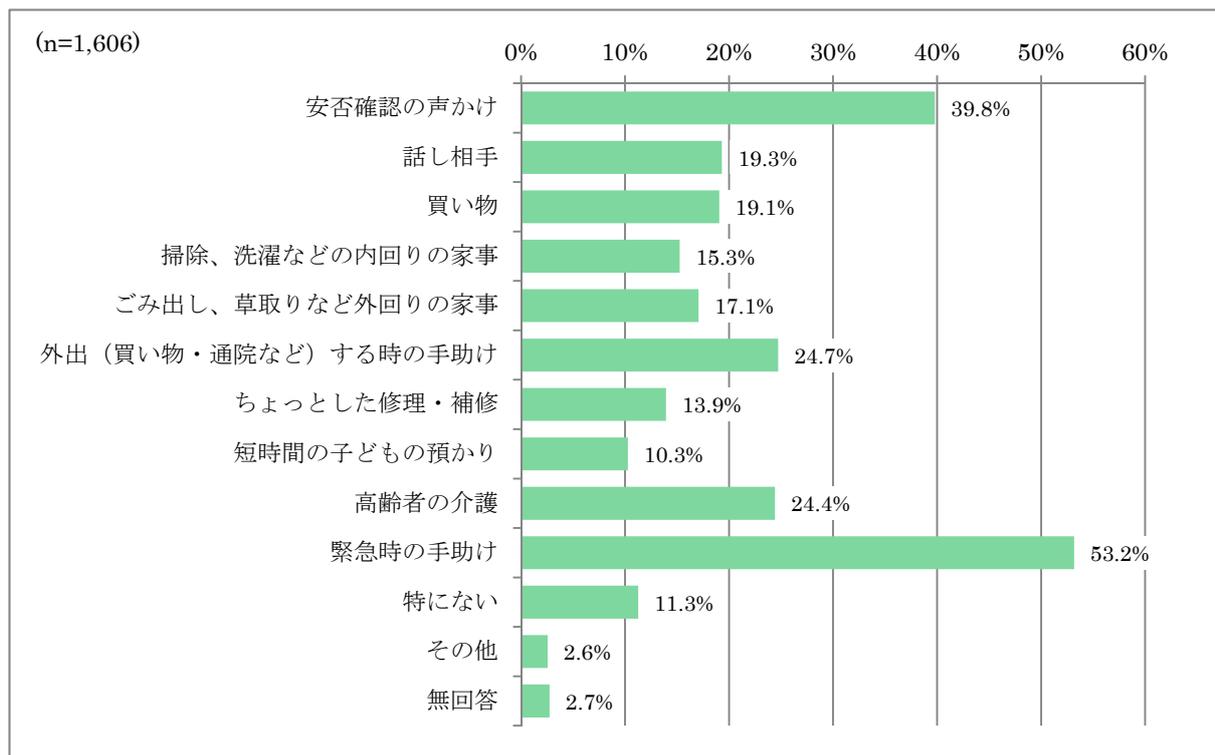
⑦ 援助・相談相手 [MA]

相談や助けが必要なときの援助・相談相手についてみると、「家族」が 79.1%で最も高く、次いで「親族」の 37.7%、「知人・友人」の 32.0%と続き、これら 3 項目が 30%を超えている。



⑧ 手助けしてほしい事 [MA]

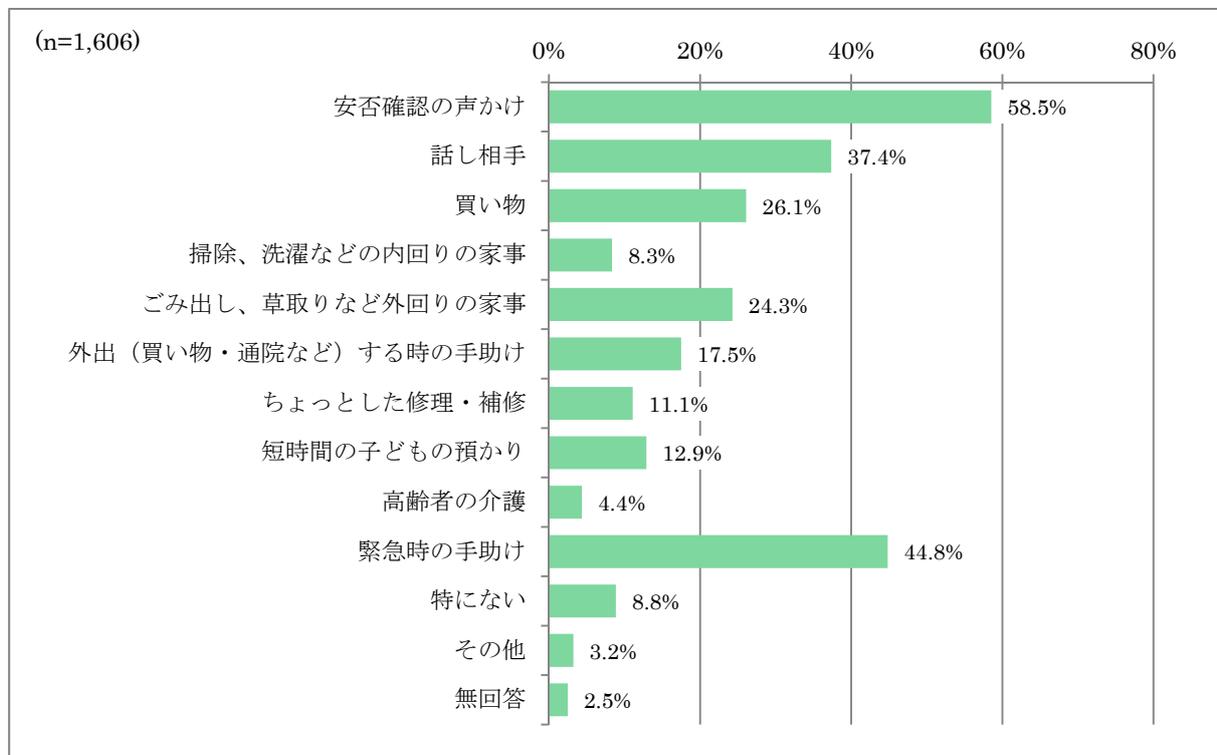
高齢や病気、もしくは子育てなどで日常生活が不自由になったときに手助けしてほしい事についてみると、「緊急時の手助け」が 53.2%で最も高く、次いで「安否確認の声かけ」の 39.8%、「外出（買い物・通院など）する時の手助け」の 24.7%、「高齢者の介護」の 24.4%と続いている。



⑨ 手助けできる事 [MA]

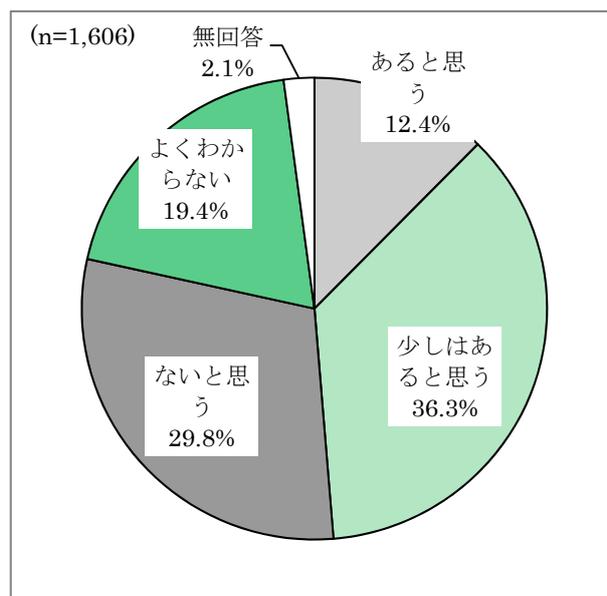
隣近所で困っている家庭に手助けできる事についてみると、「安否確認の声かけ」が 58.5%で最も高く、次いで「緊急時の手助け」の 44.8%、「話し相手」の 37.4%、「買い物」の 26.1%と続いている。

また、上位2つの項目については、⑧手助けしてほしい事の上位2項目とも一致している。



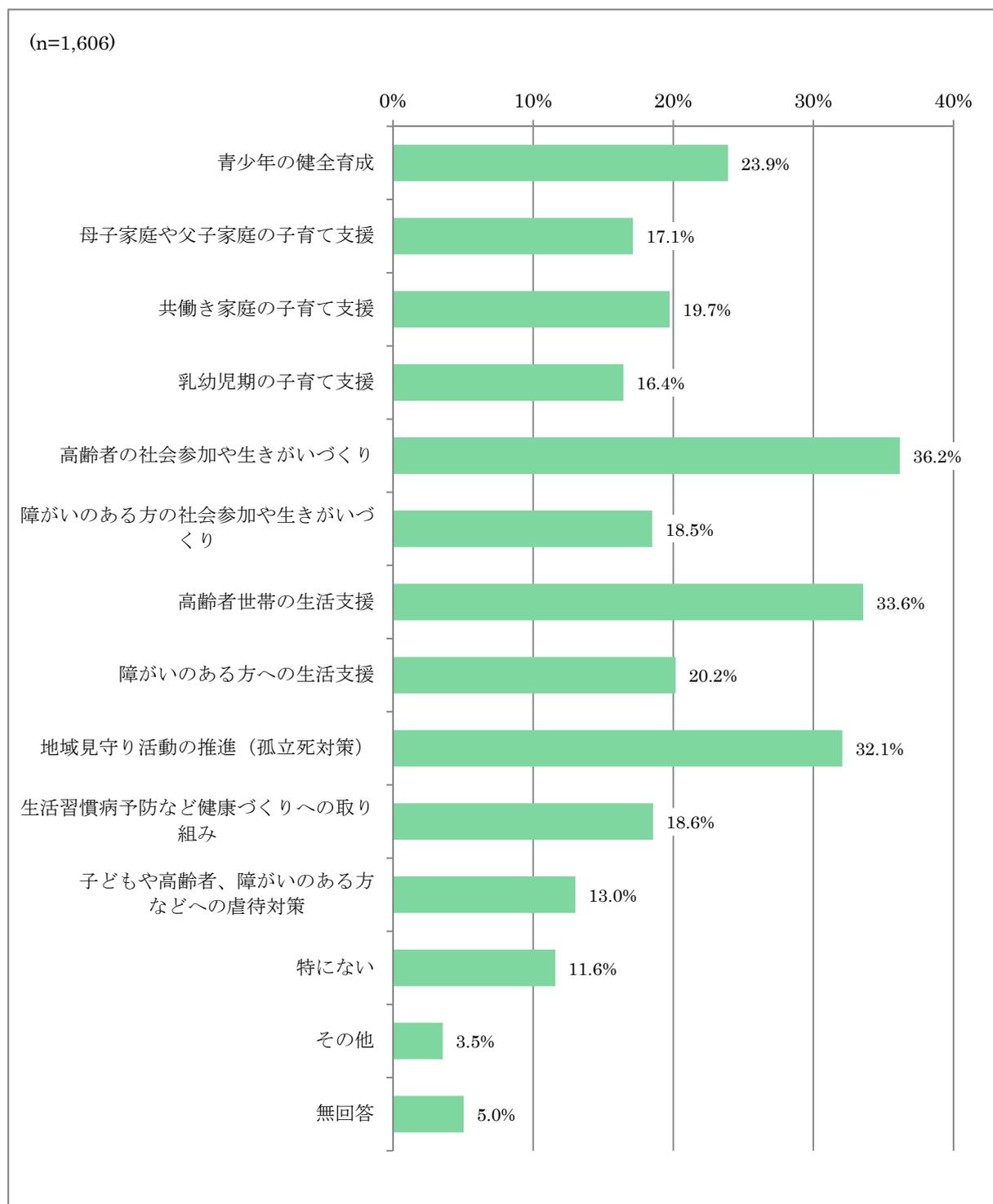
⑩ 差別や偏見の有無 [SA]

障がい者を理由とした差別や偏見の有無についてみると、「少しはあると思う」が 36.3%で最も高く、次いで「ないと思う」の 29.8%、「よくわからない」の 19.4%、「あると思う」の 12.4%と続いている。



⑪ 地域住民が取り組むべき課題 [MA]

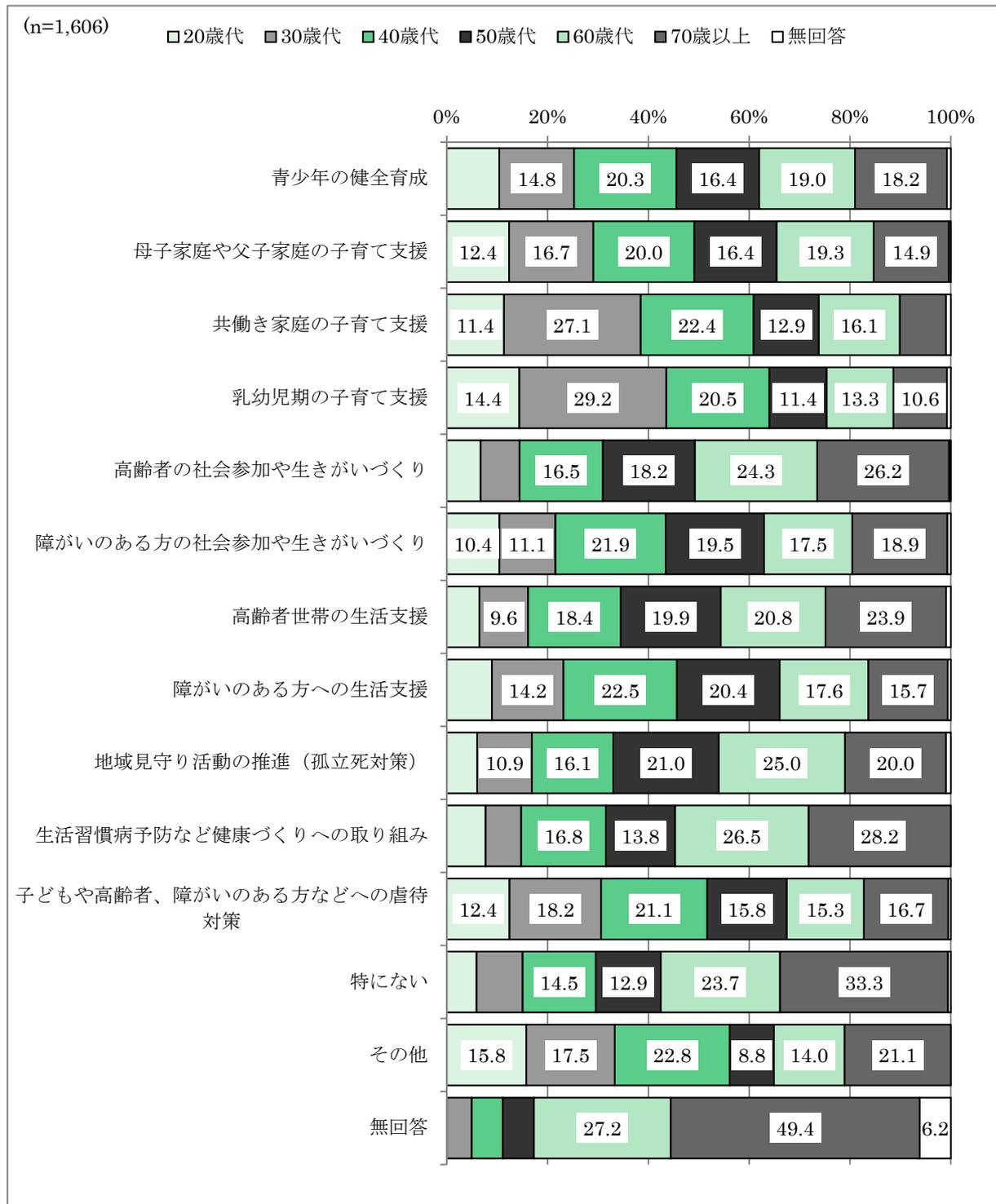
地域住民が取り組むべき課題や問題についてみると、「高齢者の社会参加や生きがいがづくり」が 36.2%で最も高く、次いで「高齢者世帯の生活支援」の 33.6%、「地域見守り活動の推進（孤立死対策）」の 32.1%と続き、これら3項目が30%を超えている。



年齢階層別でみると、「共働き家庭の子育て支援」および「乳幼児期の子育て支援」において、40歳代以下が60%以上と高い割合となっており、特に30歳代で高い割合を占めている。

一方、「生活習慣病予防など健康づくりへの取り組み」および「特にない」では、60歳代以上が50%以上の割合を占めている。

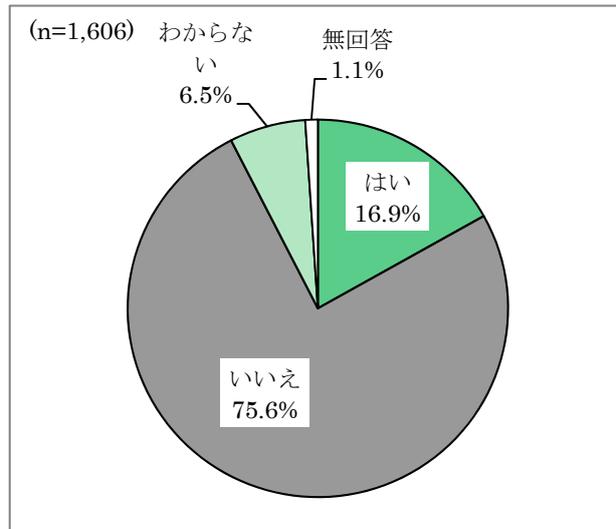
<年齢階層別>



4) 防災

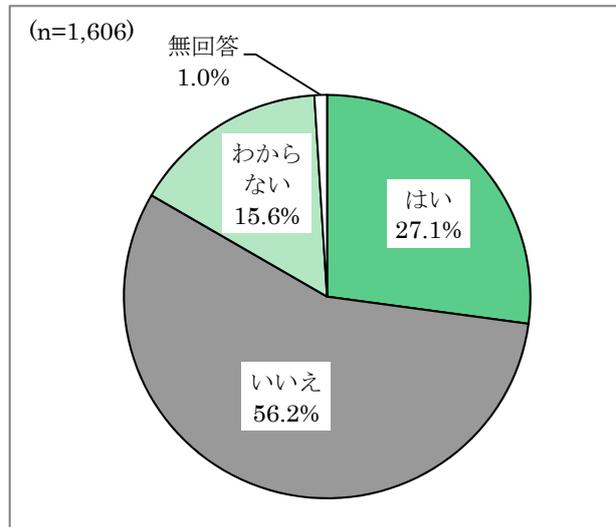
① 防災訓練の参加状況 [SA]

日ごろからの地域の防災訓練への参加状況についてみると、「いいえ」が75.6%と高い割合を占めている。



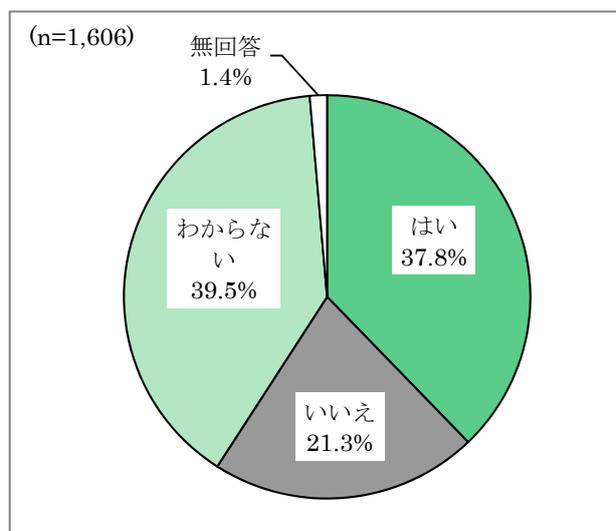
② 緊急時における手助けの必要性 [SA]

緊急時における避難所への誘導などの手助けの必要性についてみると、「いいえ」が56.2%と半数以上を占めている。



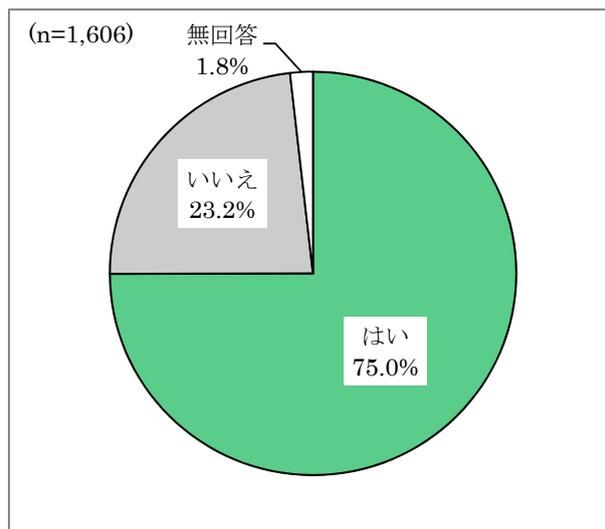
③ 緊急時における手助けの可能性 [SA]

緊急時における高齢者世帯や障がいのある方などへの手助けの可能性についてみると、「わからない」が39.5%で最も高く、次いで「はい」の37.8%と続いている。



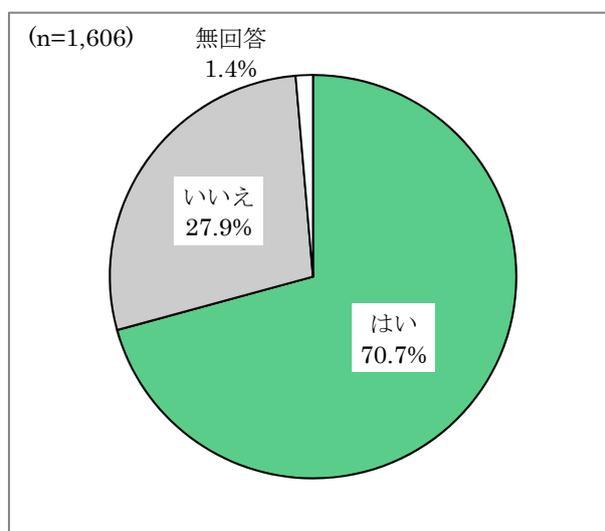
④ 避難所の認知度 [SA]

避難所の認知状況についてみると、「はい」が75.0%で最も高くなっている。



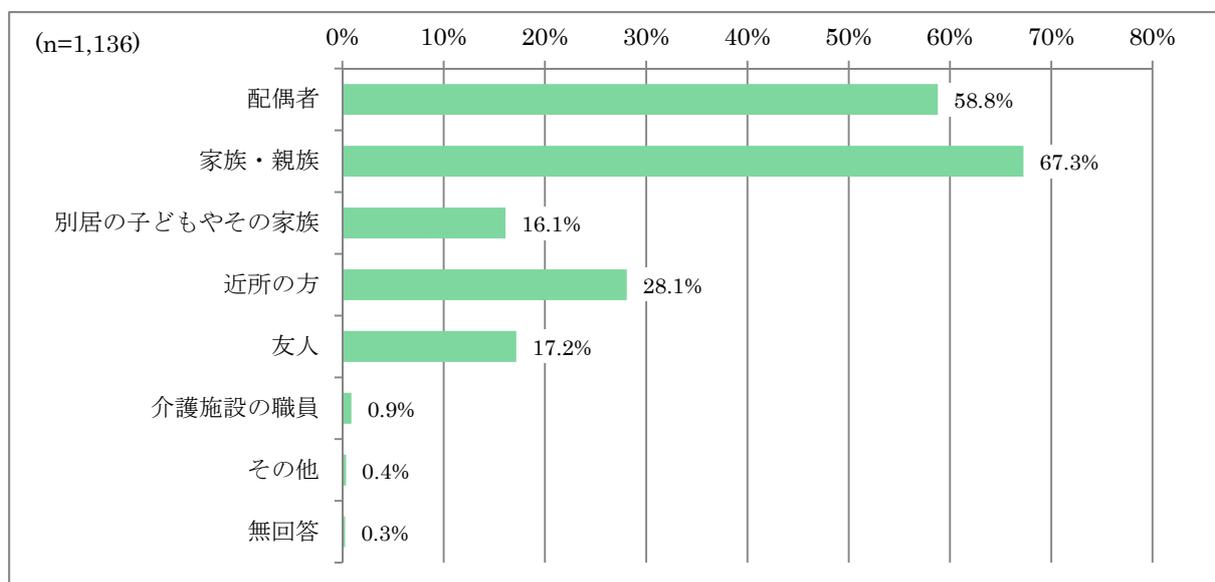
⑤ 手助けしてくれる人の有無 [SA]

災害時や緊急時に身近で手助けをしてくれる人の有無についてみると、「はい」が70.7%の高い割合を占めている。



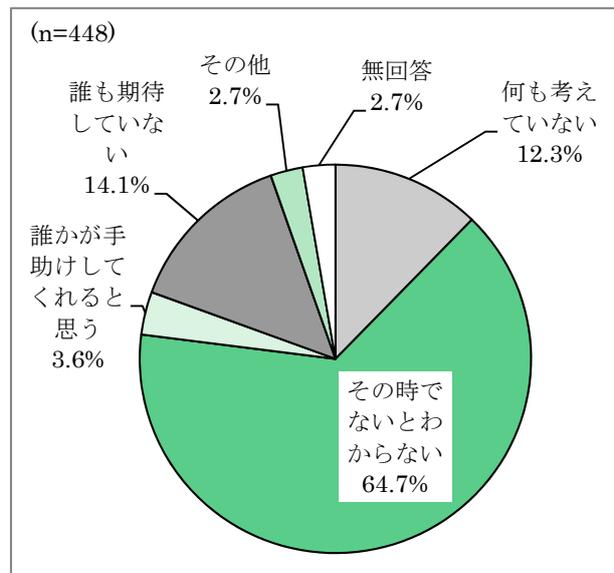
⑥ 手助けしてくれる人 [MA]

身近で手助けをしてくれる人の有無で「はい」と答えた人に対し、手助けをしてくれる人の属性についてみると、「家族・親族」が67.3%で最も高く、次いで「配偶者」の58.8%と続いており、これら2項目が50%を超えている。



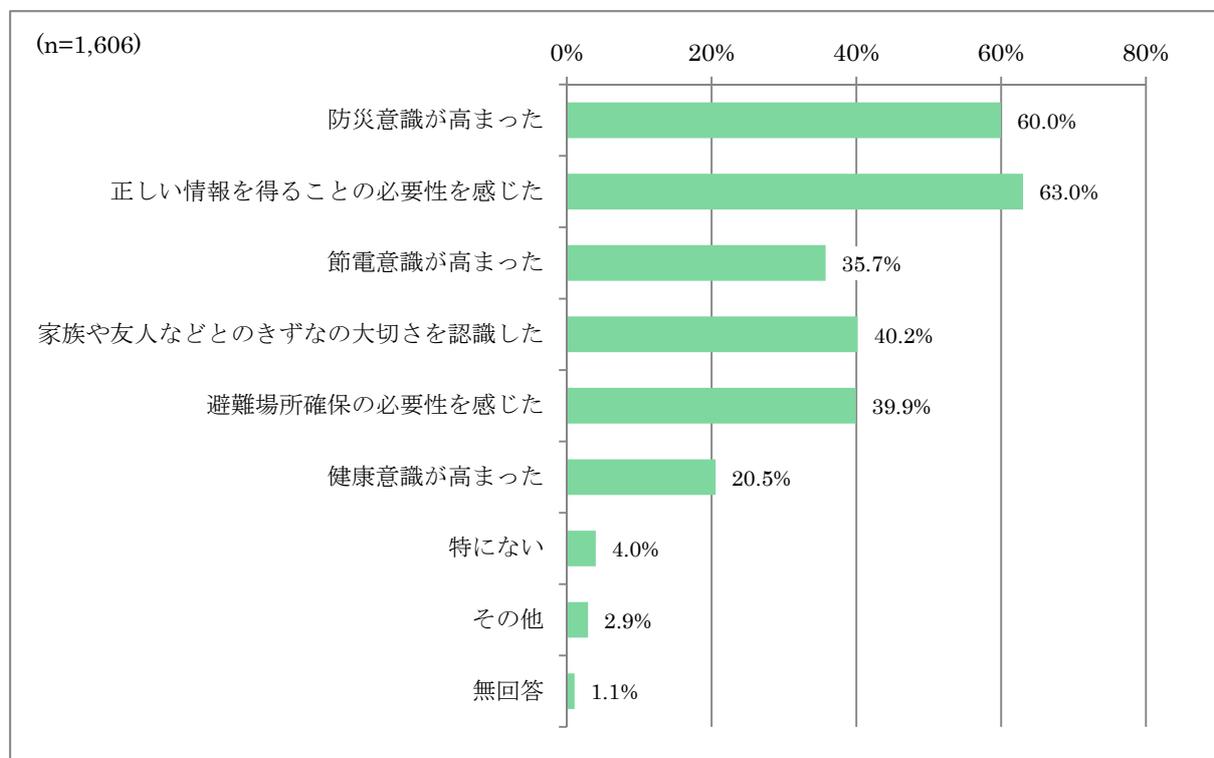
⑦ 手助けしてくれる人がいない場合の対応 [SA]

身近で手助けをしてくれる人の有無で「いいえ」と答えた人に対し、手助けをしてくれる人がいない場合の対応についてみると、「その時でないとわからない」が64.7%で最も高く、次いで「誰も期待していない」の14.1%、「何も考えていない」の12.3%と続いている。



⑧ 東日本大震災以降の防災意識 [MA]

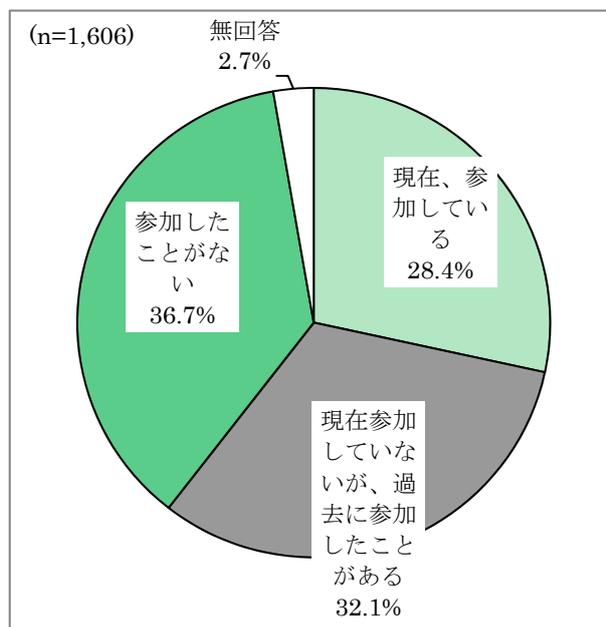
東日本大震災以降における防災に対する意識の変化についてみると、「正しい情報を得ることの必要性を感じた」が63.0%で最も高く、次いで「防災意識が高まった」の60.0%と続いており、これら2項目が60%を超えている。



5) 地域活動

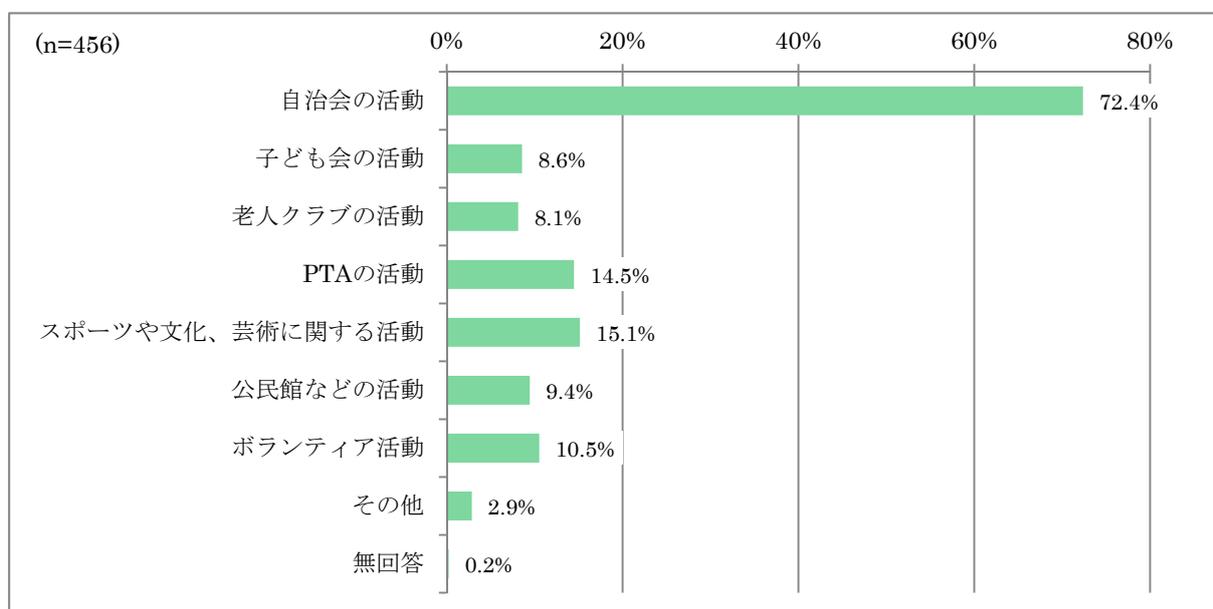
① 地域活動への参加 [SA]

地域活動や公民館などでの活動の参加状況についてみると、「参加したことがない」は36.7%で最も高いものの、次の「現在参加していないが、過去に参加したことがある」は32.1%であり、「現在、参加している」も含めた参加経験がある割合は60%を超えている。



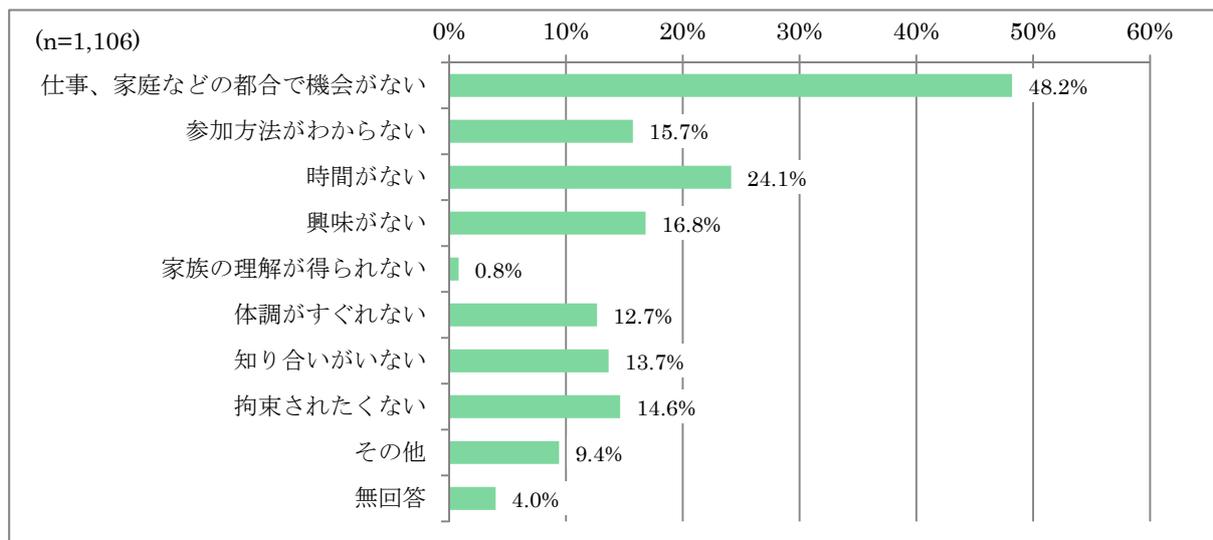
② 参加活動内容 [MA]

地域活動や公民館などでの活動の参加状況において「現在は参加している」と答えた方に対し、参加している活動内容についてみると、「自治会の活動」が72.4%で最も高く、次いで「スポーツや文化、芸術に関する活動」の15.1%、「PTAの活動」の14.5%と続いている。



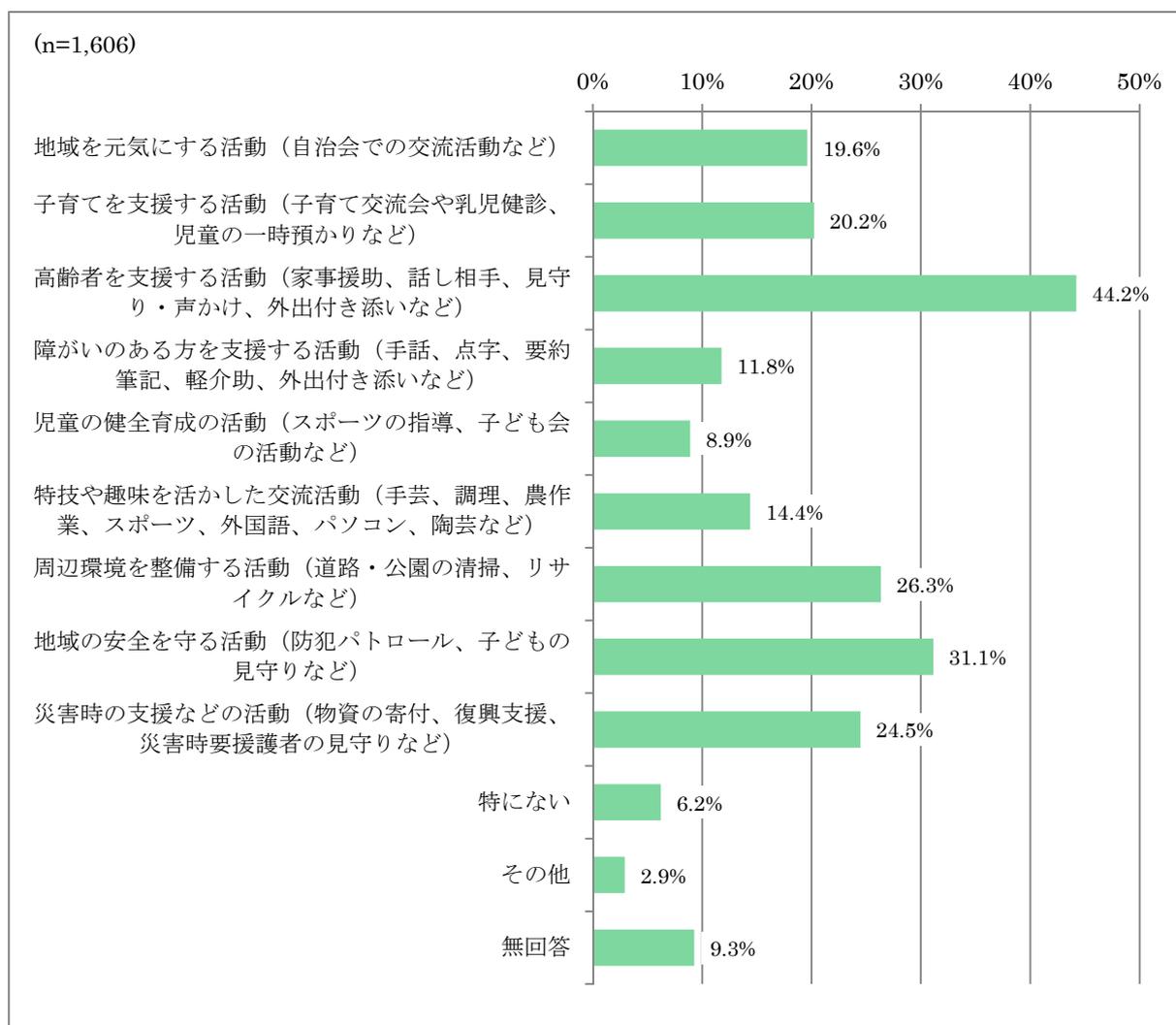
③ 参加していない理由 [MA]

地域活動や公民館などでの活動の参加状況において「現在参加していないが、過去に参加したことがある」または「参加したことがない」と答えた方に対し、参加していない理由をみると、「仕事、家庭などの都合で機会がない」が48.2%で最も高く、次いで「時間がない」の24.1%と続いている。



④ 必要な地域活動 [MA]

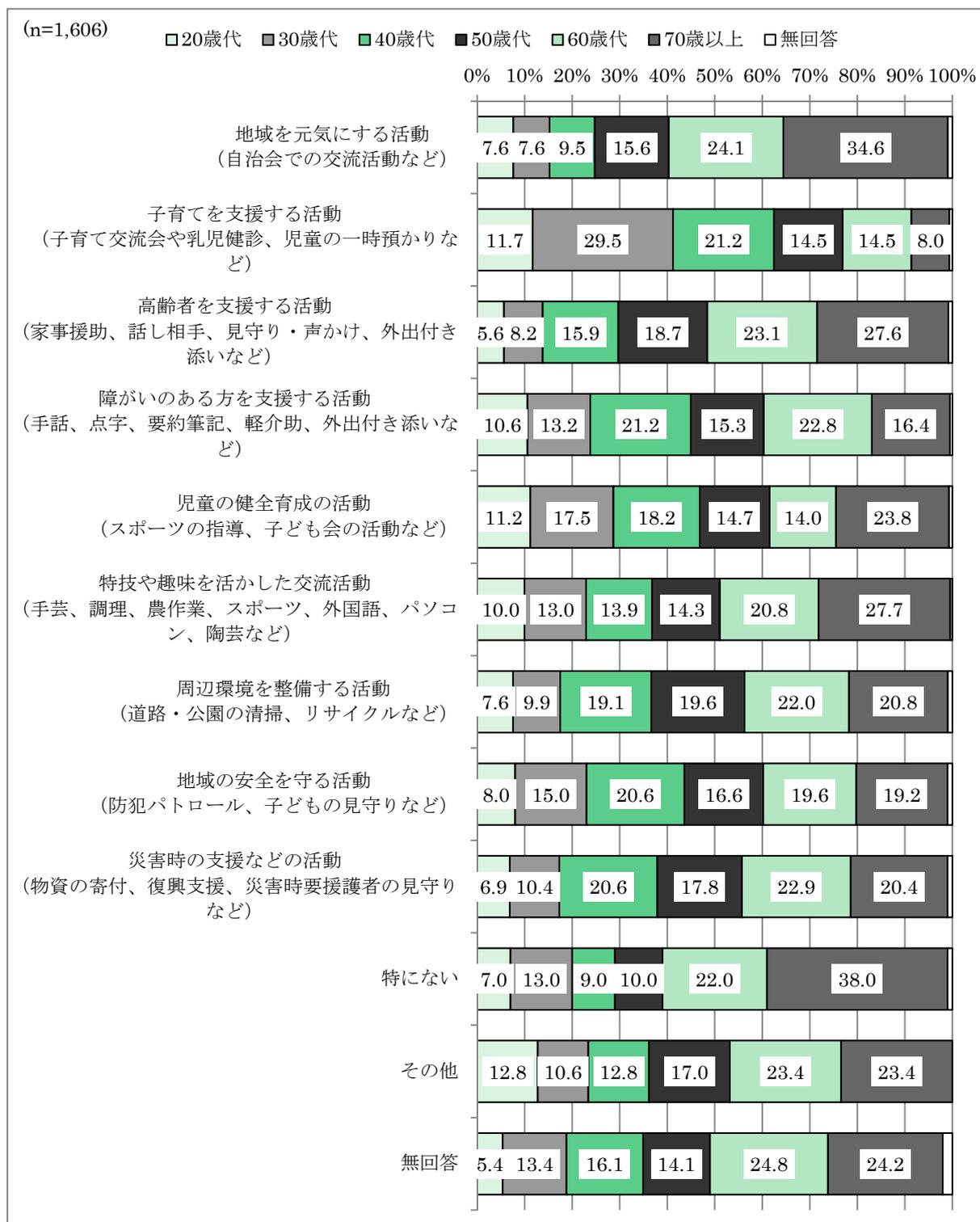
今後、座間市に必要な地域活動についてみると、「高齢者を支援する活動」が 44.2%で最も高く、次いで「地域の安全を守る活動」の 31.1%、「周辺環境を整備する活動」の 26.3%、「災害時の支援などの活動」の 24.5%と続いている。



年齢階層別でみると、「子育てを支援する活動」において、40歳代以下の割合が60%以上となっており、特に30歳代が29.5%と高い。

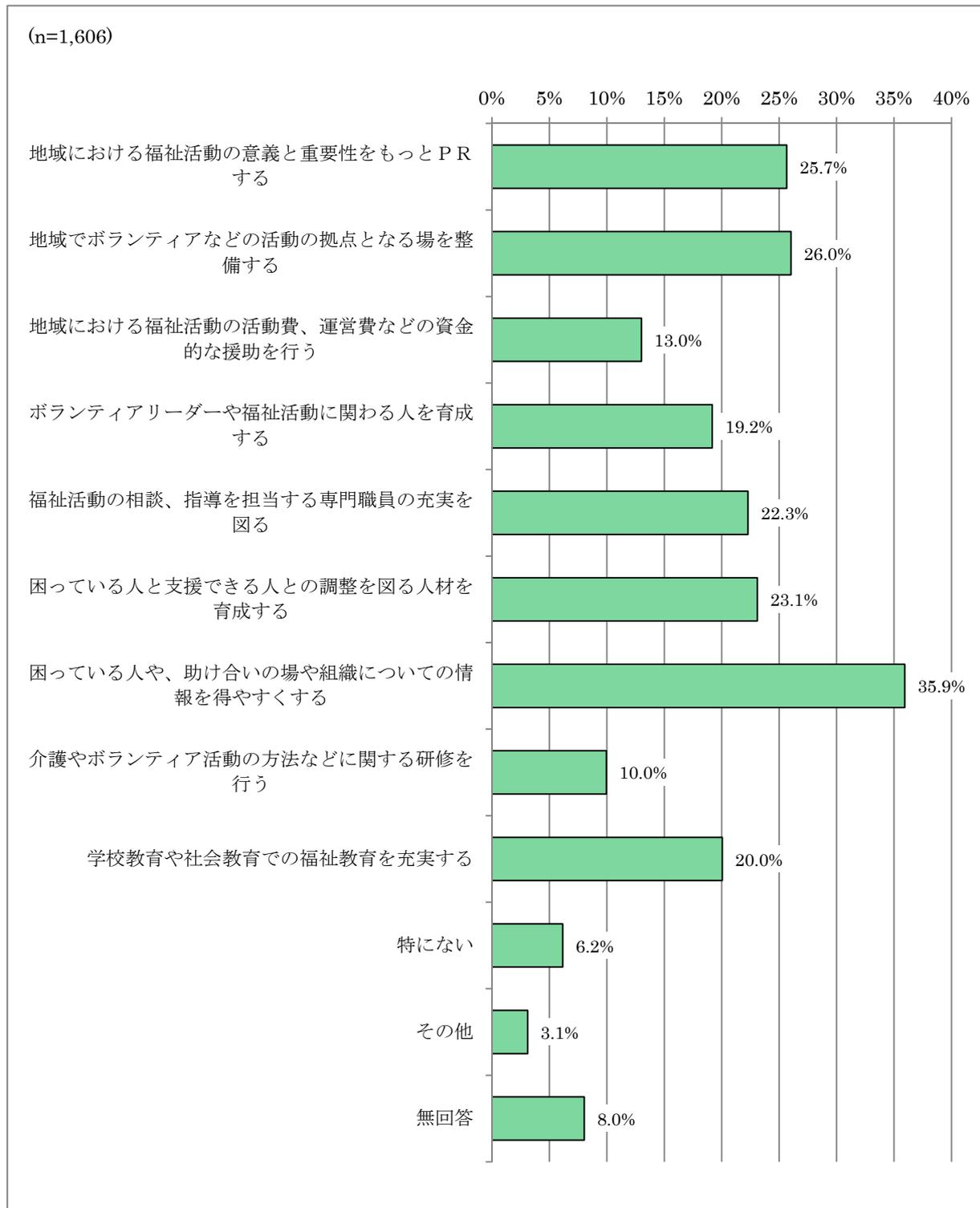
一方、「地域を元気にする活動」および「特にない」では、60歳以上の割合が60%程度を占めている。

<年齢階層別>



⑤ 地域活動を活発にするために重要な事 [MA]

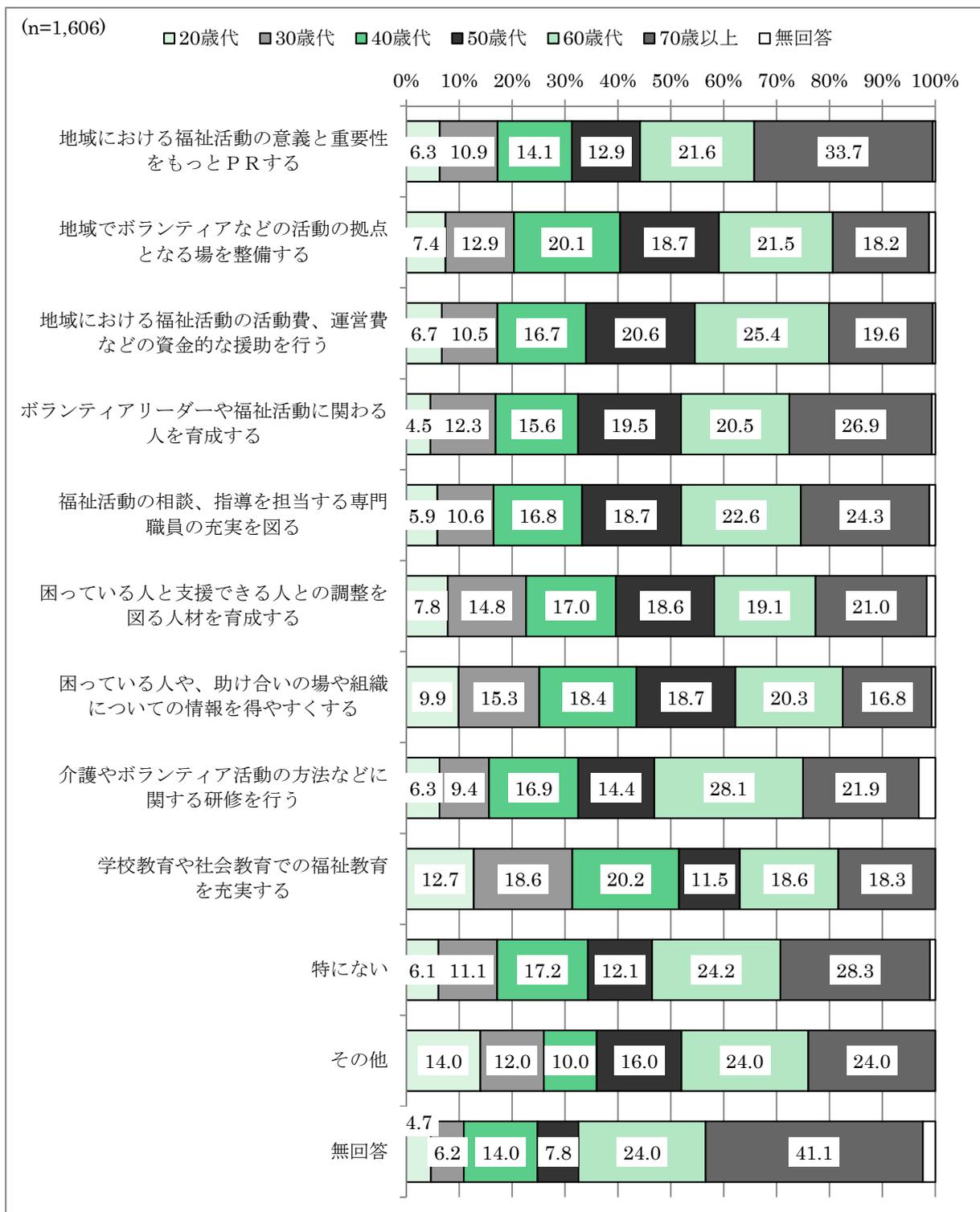
地域における助け合い・支え合い活動を活発にするために重要と思われる事についてみると、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が 35.9%で最も高く、次いで「地域でボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する」の 26.0%、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」の 25.7%と続いている。



年齢階層別でみると、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」「介護やボランティア活動の方法などに関する研修を行う」「特にない」において、60歳以上の割合が他の項目に比べ高くなっている。

一方、「学校教育や社会教育での福祉教育を充実する」では、40歳代以下が50%以上と他の項目に比べ高い。

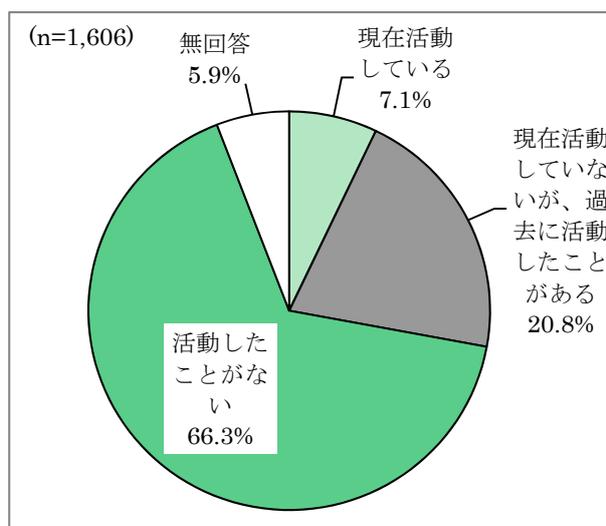
<年齢階層別>



6) ボランティア活動

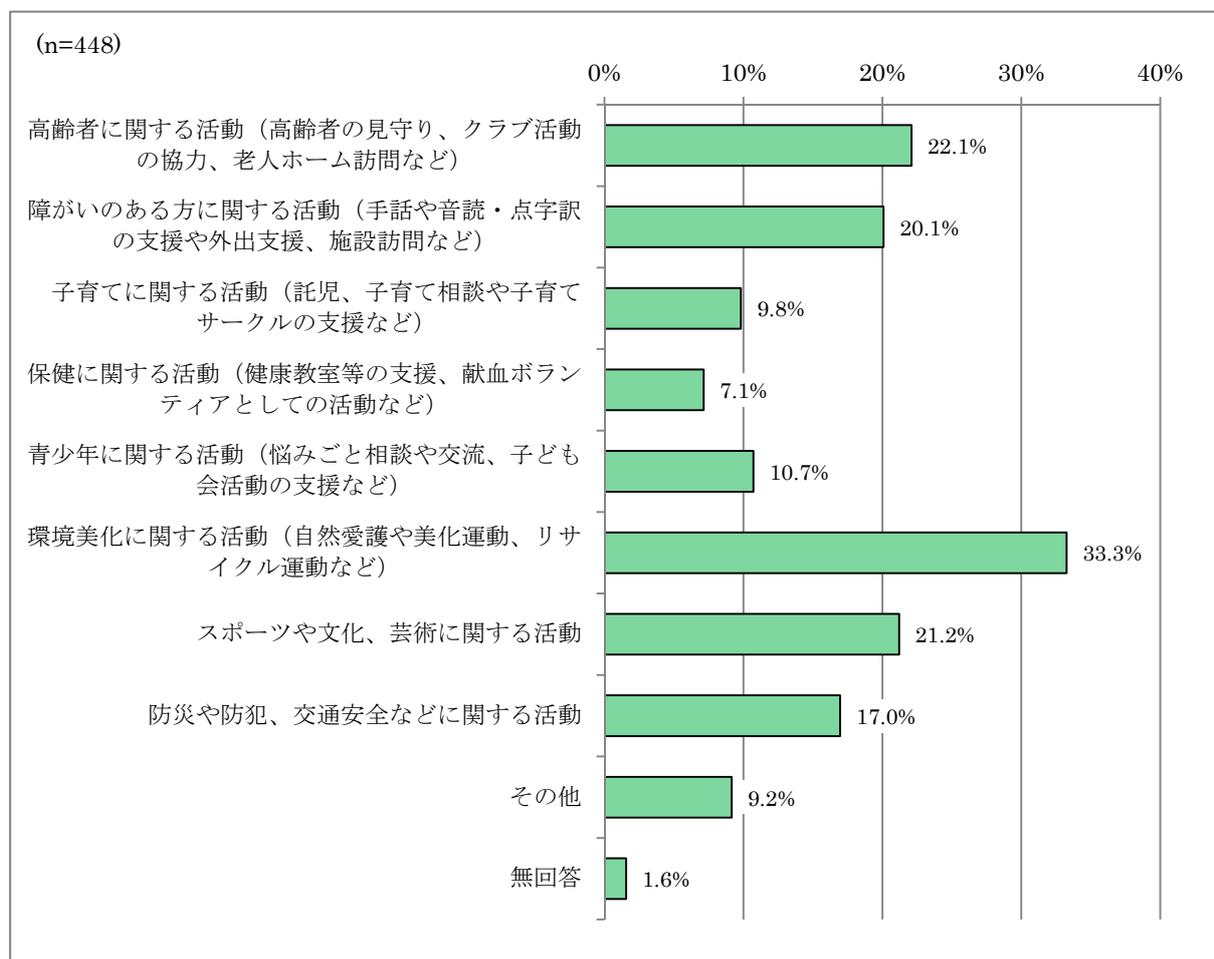
① ボランティア活動の有無 [SA]

ボランティア活動の有無についてみると、「活動したことがない」が66.3%で最も高く、次いで「現在活動していないが、過去に活動したことがある」が20.8%となっている。



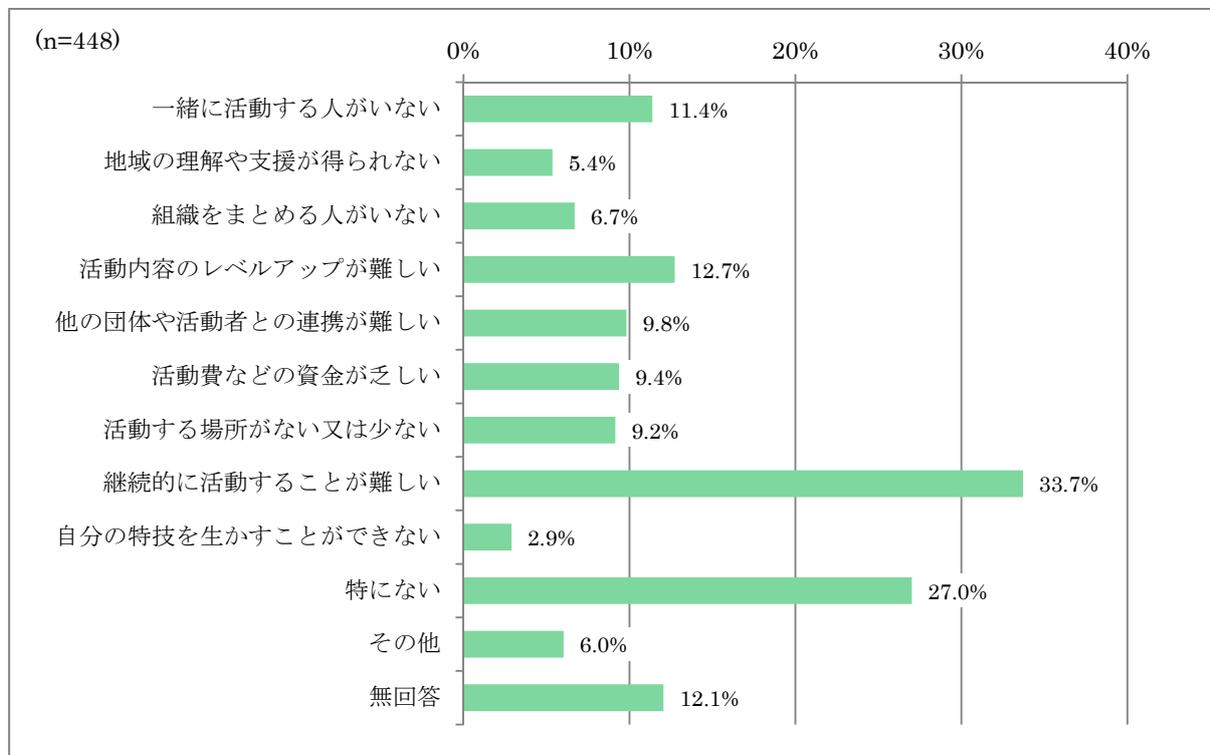
② ボランティア活動の内容 [MA]

ボランティア活動の有無で「現在活動している」または「現在活動していないが、過去に活動したことがある」と答えた人に対し、ボランティア活動の内容についてみると、「環境美化に関する活動」が33.3%で最も高く、次いで「高齢者に関する活動」の22.1%、「スポーツや文化、芸術に関する活動」の21.2%と続いている。



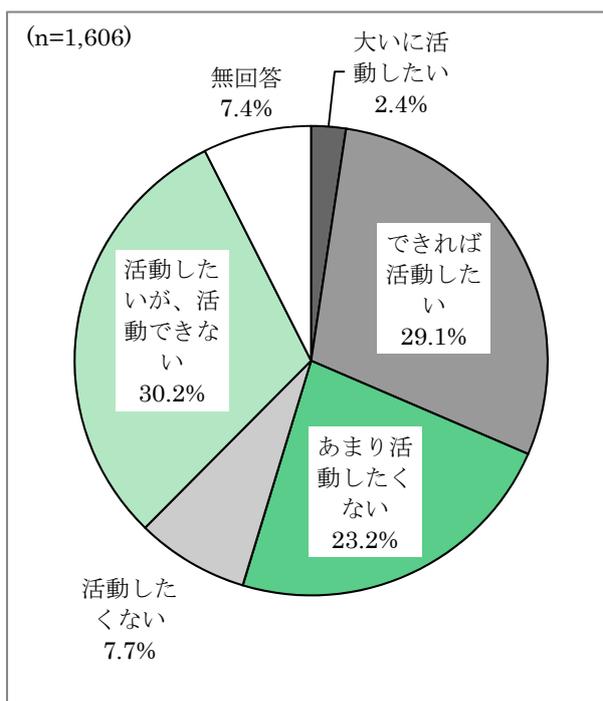
③ ボランティア活動で困った事 [MA]

ボランティア活動の有無で「現在活動している」または「現在活動していないが、過去に活動したことがある」と答えた人に対し、活動の中で困ったこと、苦勞したことについてみると、「継続的に活動することが難しい」が 33.7%で最も高く、次いで「特にない」の 27.0%、「活動内容のレベルアップが難しい」の 12.7%、「一緒に活動する人がいない」の 11.4%と続いている。



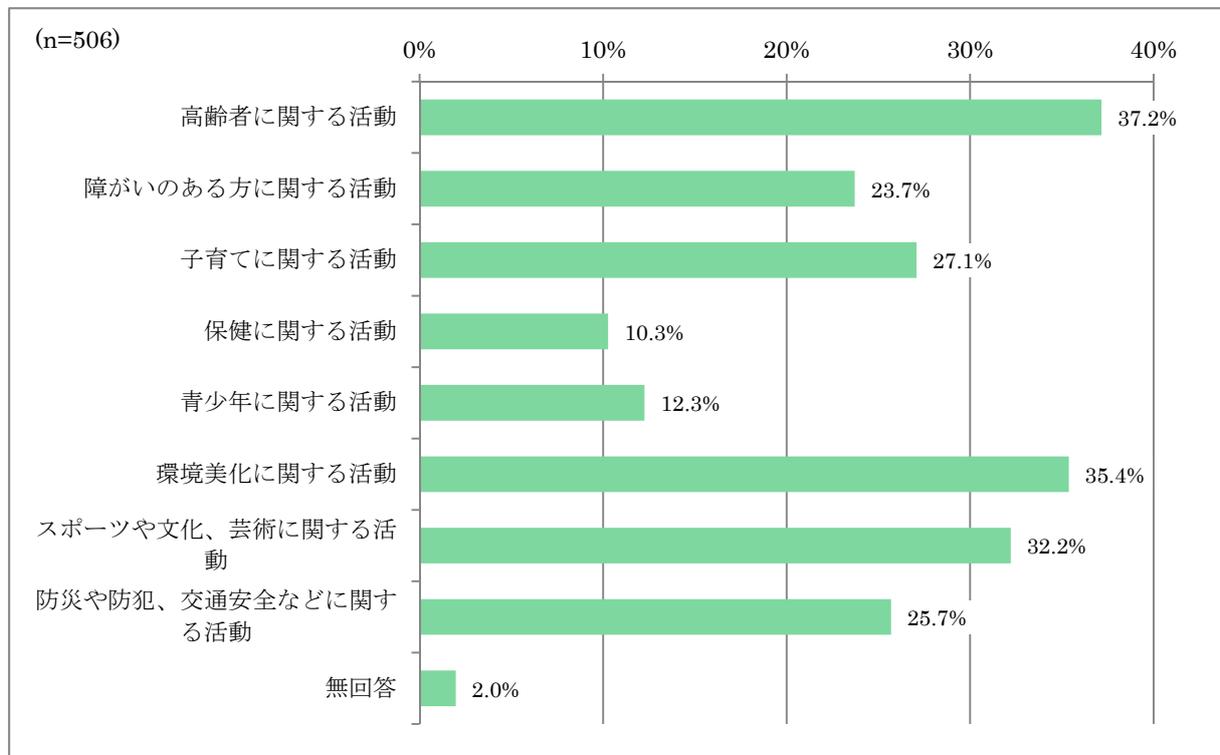
④ 今後のボランティア活動への参加意向 [SA]

今後のボランティア活動への参加意向についてみると、「活動したいが、活動できない」が 30.2%で最も高く、次いで「できれば活動したい」の 29.1%、「あまり活動したくない」の 23.2%と続いている。



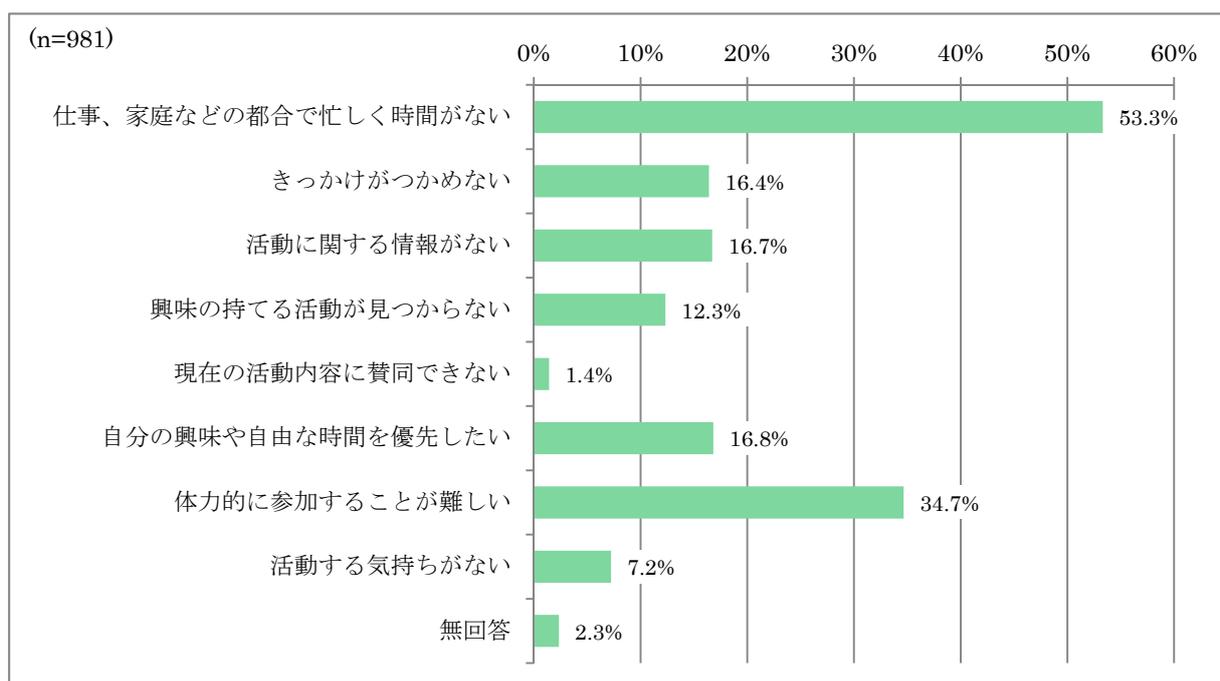
⑤ 参加したい活動内容 [MA]

今後のボランティア活動への参加意向で「大いに活動したい」または「できれば活動したい」と答えた人に対し、参加したい活動内容についてみると、「高齢者に関する活動」が37.2%で最も高く、次いで「環境美化に関する活動」の35.4%、「スポーツや文化、芸術に関する活動」の32.2%と続いている。



⑥ 参加したくない理由 [MA]

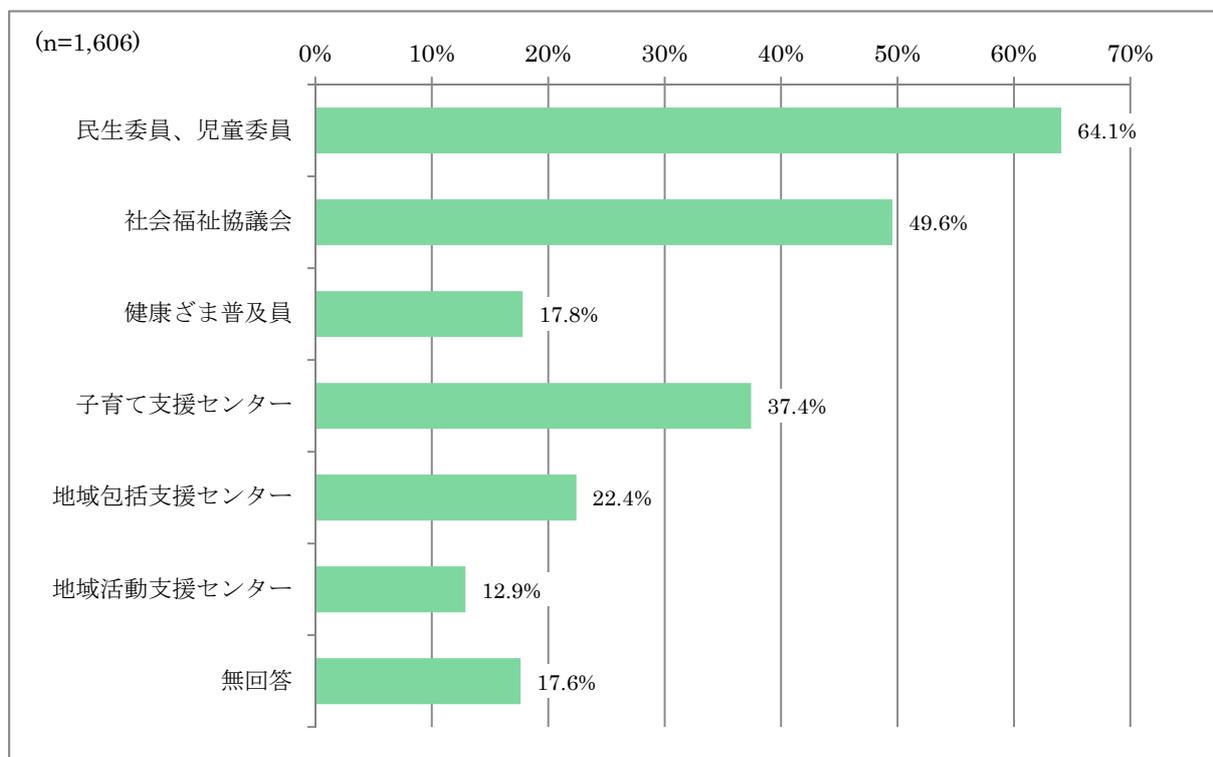
今後のボランティア活動への参加意向で「あまり活動したくない」「活動したくない」「活動したいが、活動できない」と答えた人に対し、その理由についてみると、「仕事、家庭などの都合で忙しく時間がない」が53.3%で最も高く、次いで「体力的に参加することが難しい」の34.7%と続いている。



7) 福祉サービスや福祉のあり方

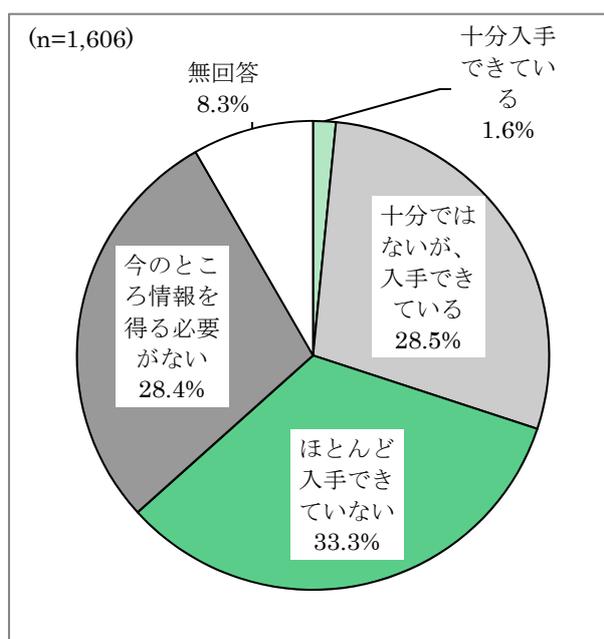
① 福祉サービス団体や機関の認知度 [MA]

福祉サービス団体や機関の認知度については、「民生委員、児童委員」が 64.1%で最も高く、次いで「社会福祉協議会」の 49.6%、「子育て支援センター」の 37.4%と続いている。



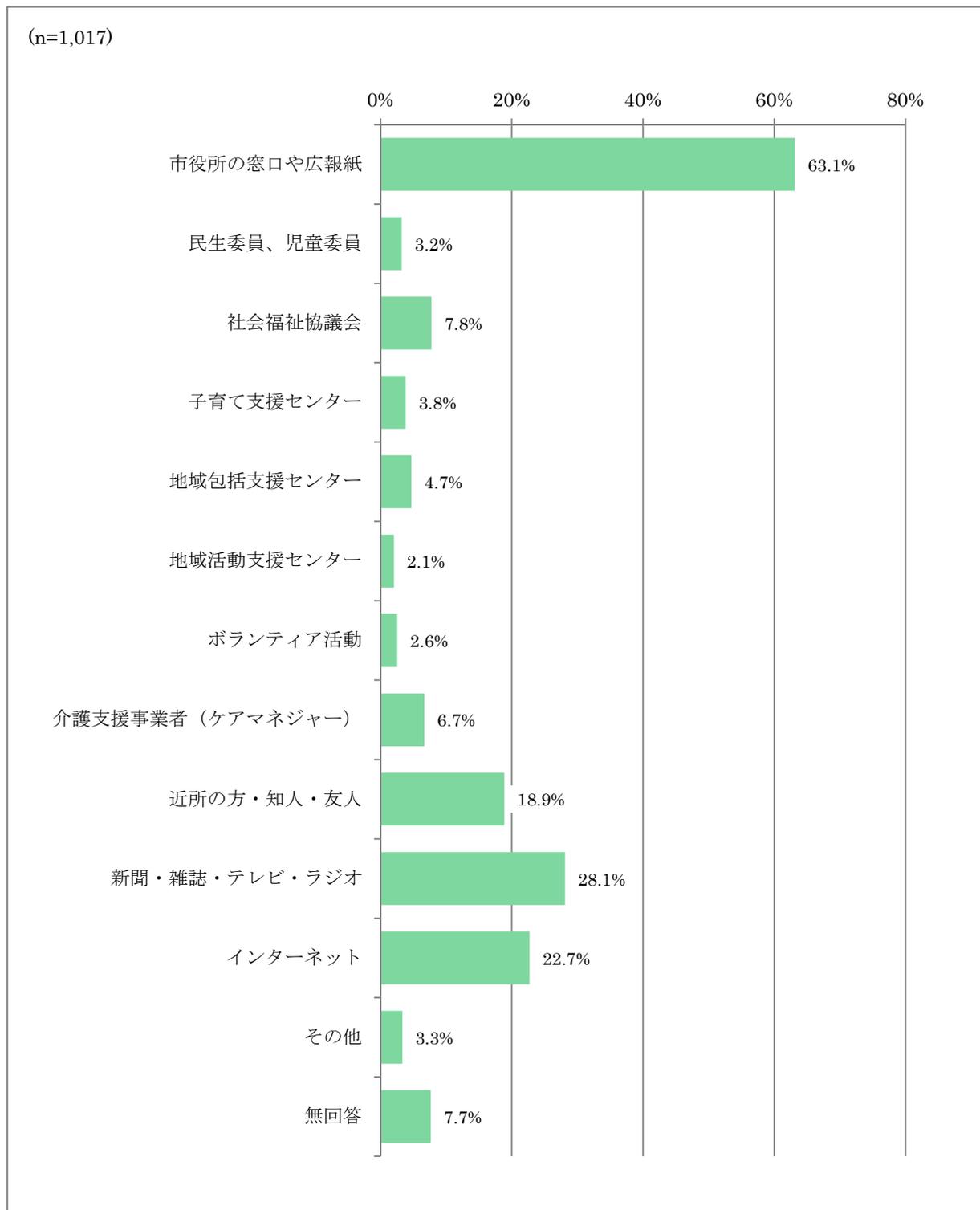
② 福祉サービス情報の入手程度 [SA]

自分に必要な福祉サービスの情報をどの程度入手できているかについては、「ほとんど入手できていない」が 33.3%で最も高く、次いで「十分ではないが、入手できている」の 28.5%、「今のところ情報を得る必要がない」の 28.4%と続いている。



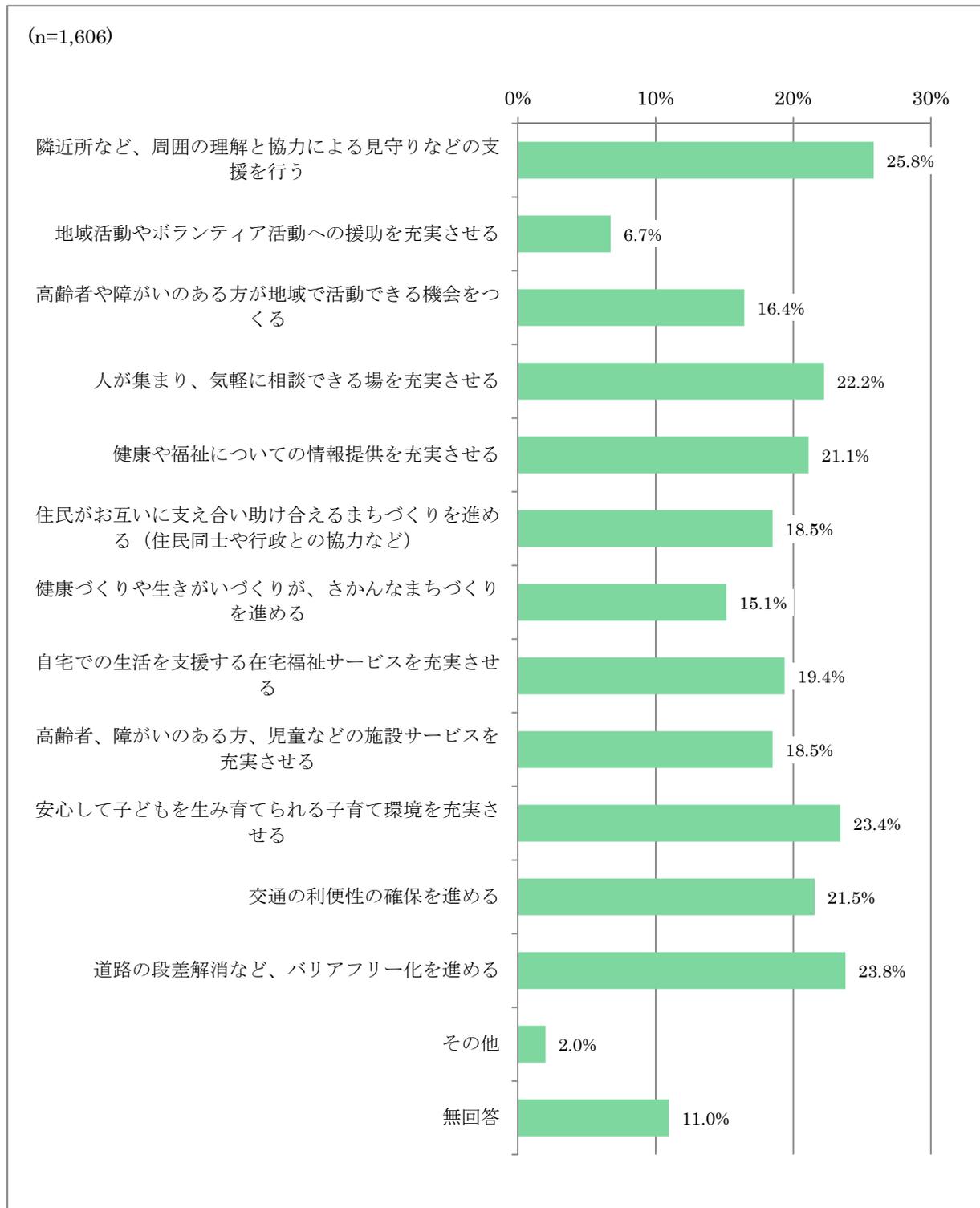
③ 福祉サービス情報の入手場所 [MA]

自分に必要な福祉サービスの情報を「十分入手できている」「十分ではないが、入手できている」「ほとんど入手できていない」と答えた人に対し、主な情報の入手場所についてみると、「市役所の窓口や広報紙」が63.1%で最も高く、次いで「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」の28.1%、「インターネット」の22.7%と続いている。



④ 今後の福祉のあり方 [MA]

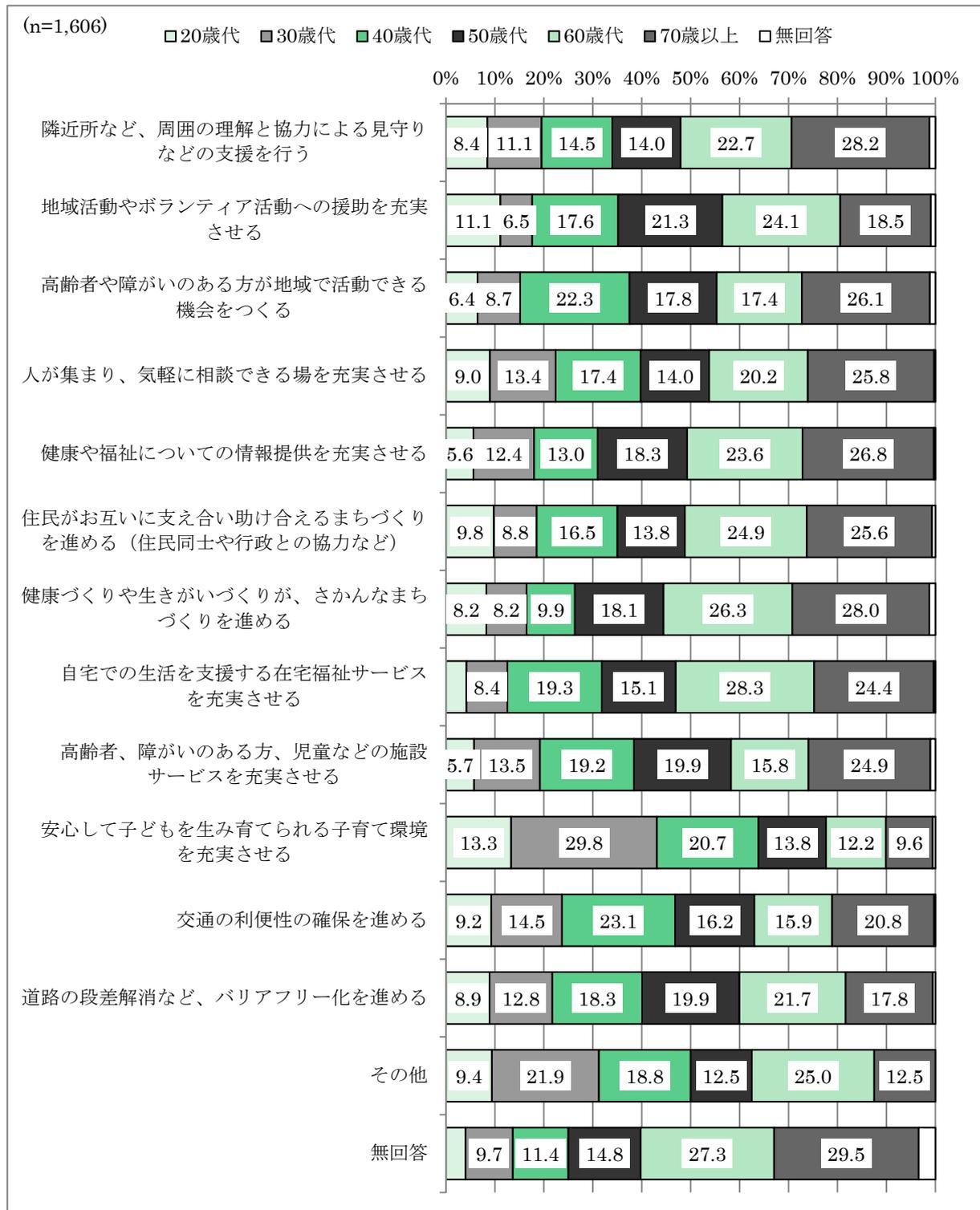
座間市で生涯を安心して暮らしていくために、どのような福祉のあり方が大切かについてみると、「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」が 25.8%で最も高く、次いで「道路の段差解消など、バリアフリー化を進める」の 23.8%、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」の 23.4%と続いているが、全体的に大きな差は見られない。



年齢階層別にみると、「安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる」において、40歳代以下が60%以上と他の項目に比べ高い割合となっている。

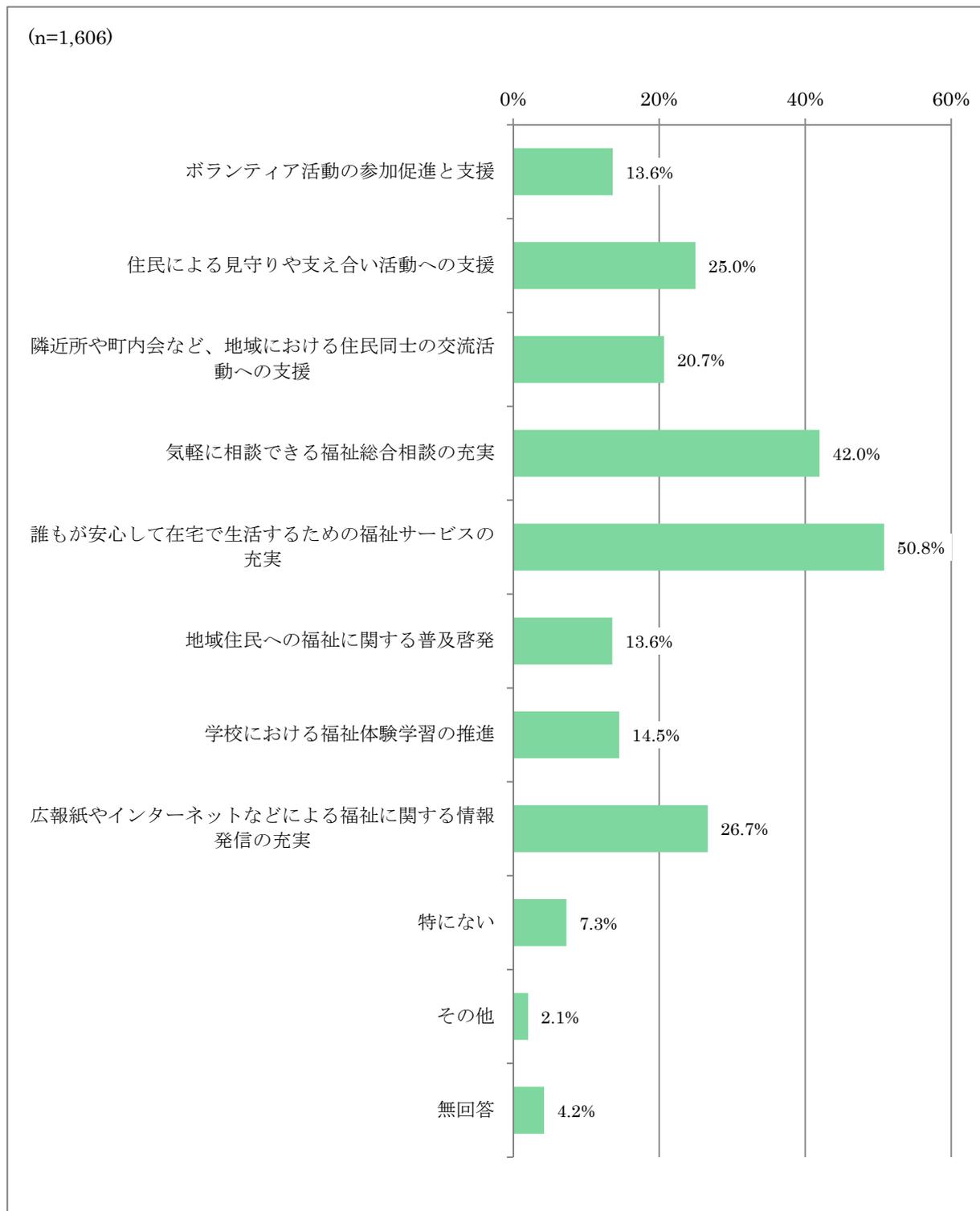
一方、「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」および「健康づくりや生きがいがづくりが、さかんなまちづくりを進める」では、50歳代以上が70%以上の高い割合を占めている。

<年齢階層別>



⑤ 充実してほしい活動・支援 [MA]

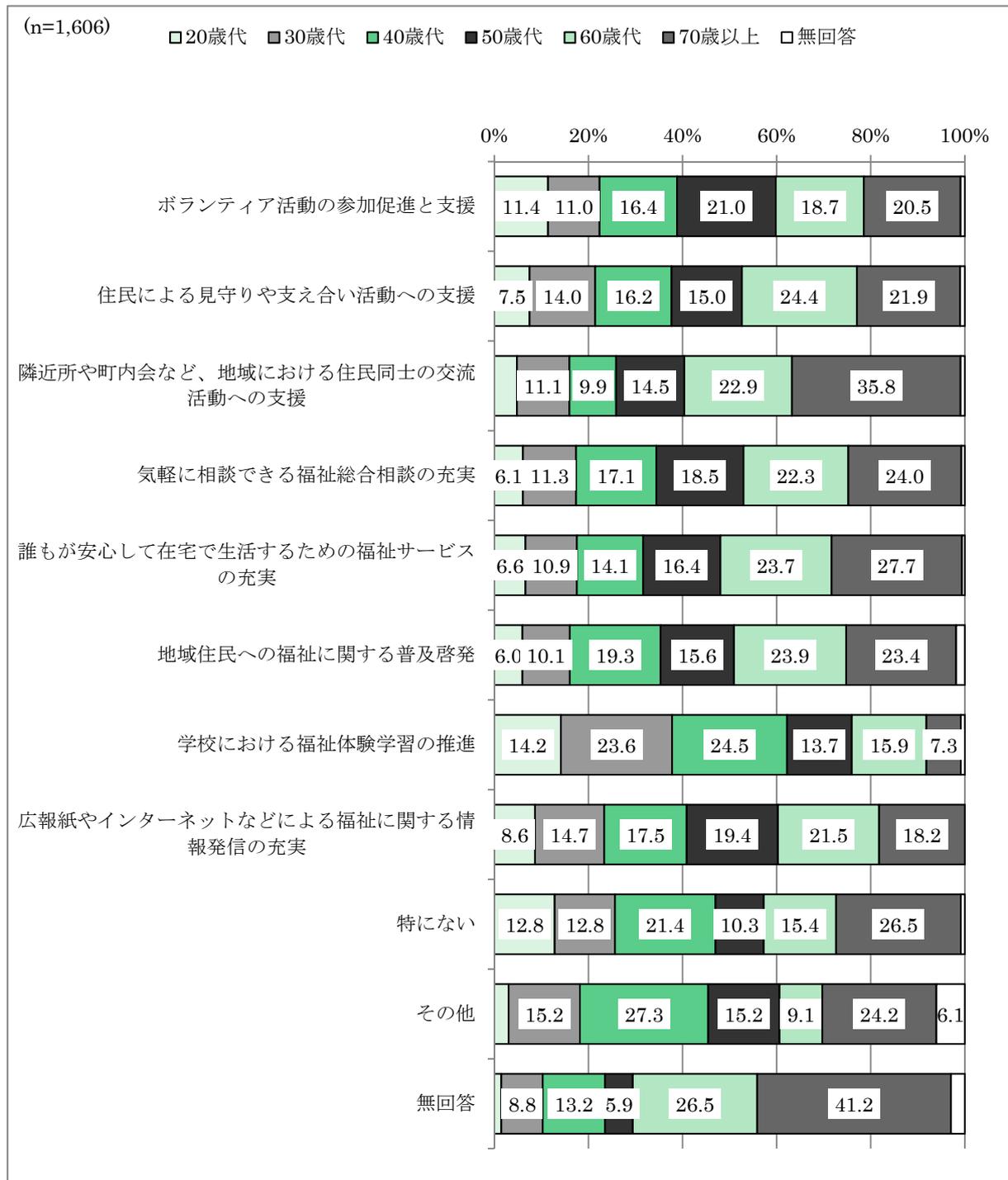
今後、社会福祉協議会に充実してほしい活動・支援についてみると、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」が50.8%で最も高く、次いで「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」の42.0%と続いている。



年齢階層別でみると、「隣近所や町内会など、地域における住民同士の交流活動への支援」において、60歳代以上が60%程度と他の項目に比べ高い割合となっている。

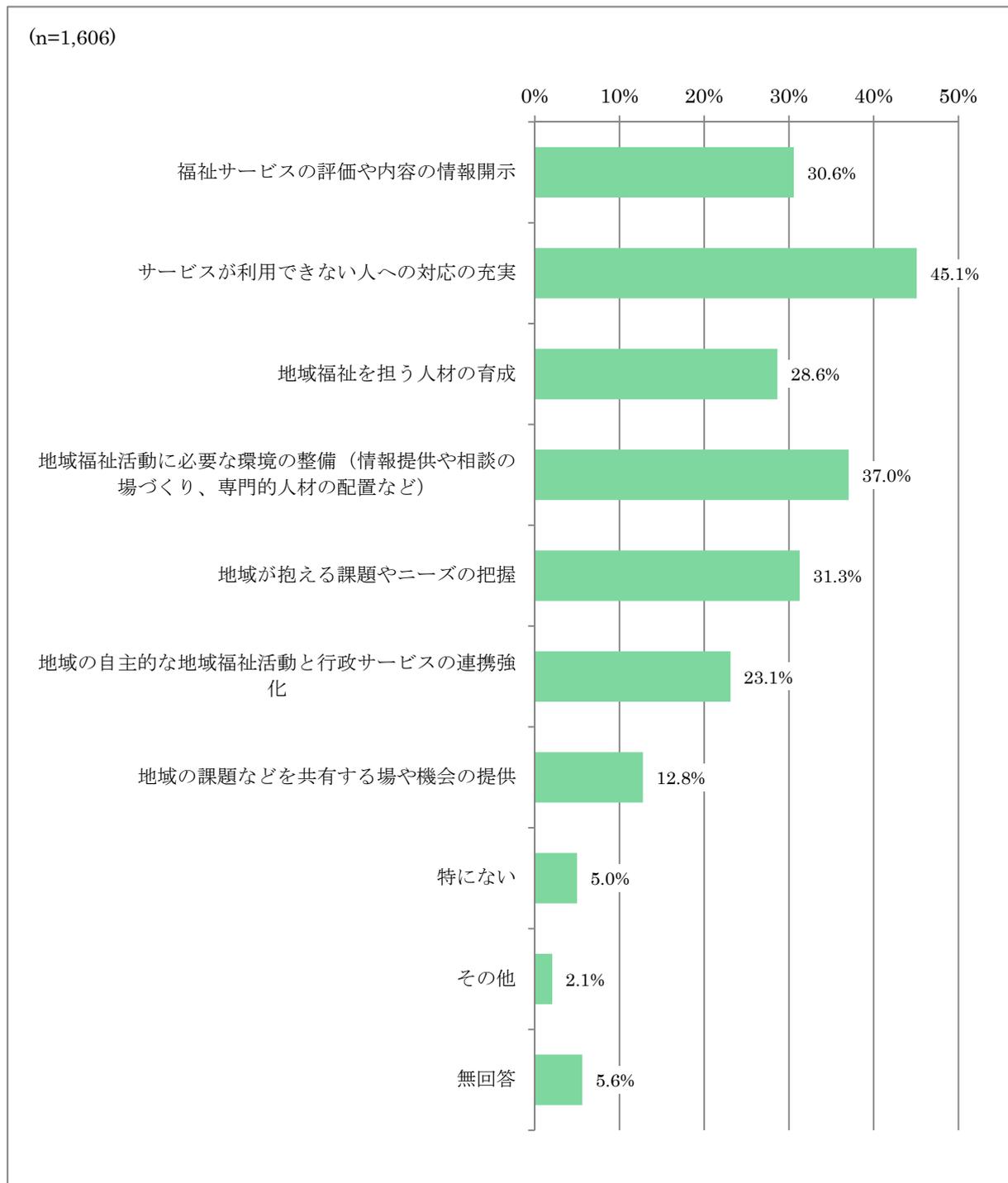
一方、「学校における福祉体験学習の推進」では、40歳代以下が60%以上と他の項目に比べ高い割合となっている。

<年齢階層別>



⑥ 行政が取り組むべき事 [MA]

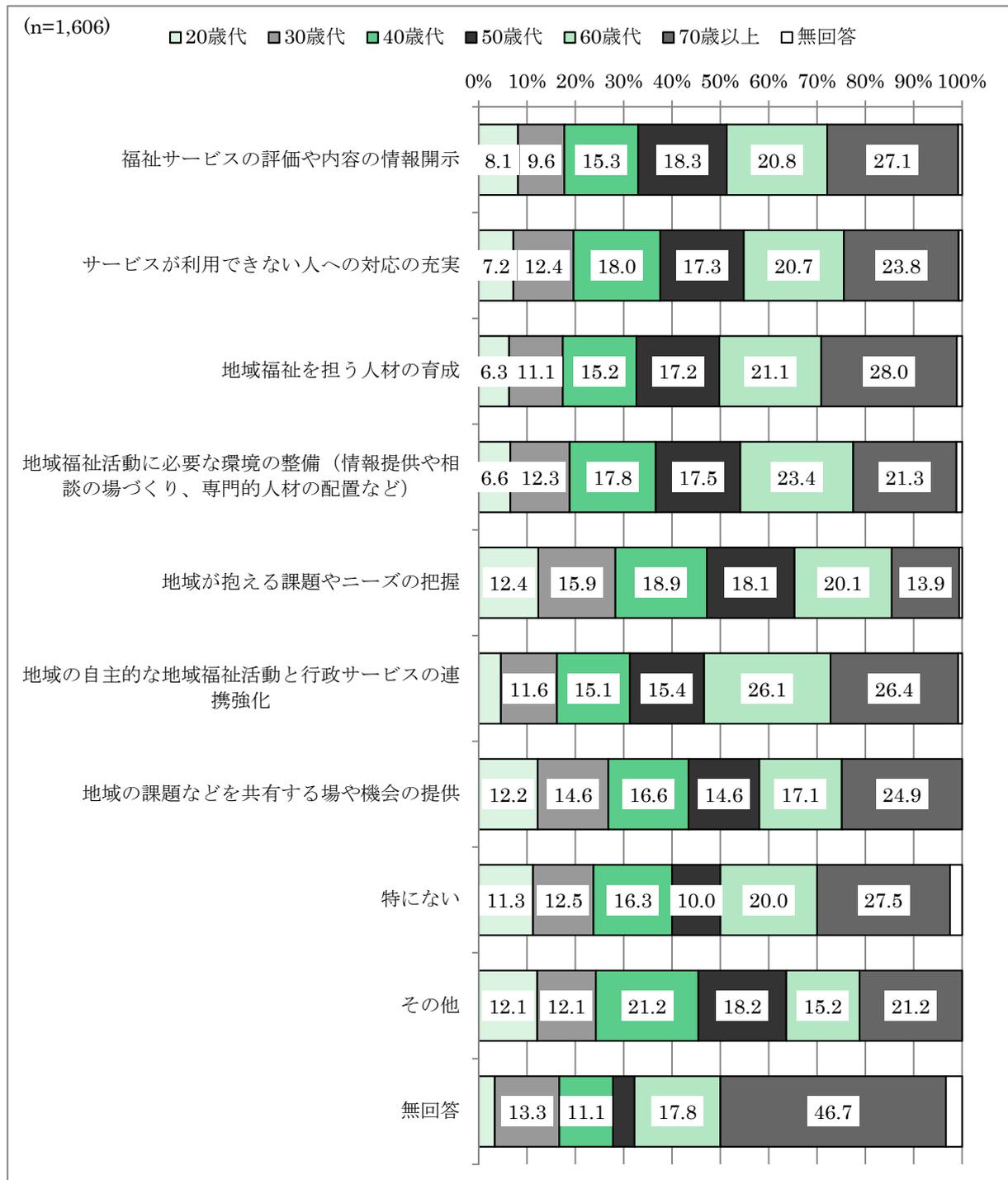
今後、地域福祉を推進するために、行政が取り組むべきこととして、重要と思われるものについてみると、「サービスが利用できない人への対応の充実」が 45.1%で最も高く、次いで「地域福祉活動に必要な環境の整備」の 37.0%、「地域が抱える課題やニーズの把握」の 31.3%、「福祉サービスの評価や内容の情報開示」の 30.6%と続いている。



年齢階層別にみると、「地域が抱える課題やニーズの把握」において、40歳代以下が50%程度と他の項目に比べ高い割合となっている。

一方、「地域の自主的な地域福祉活動と行政サービスの連携強化」では、60歳代以上が50%程度と他の項目に比べ高い割合となっている。

<年齢階層別>



(3) パブリックコメントの結果

座間市地域福祉計画（第三期）（素案）に関する意見募集の実施結果について

平成27年12月18日から平成28年1月18日までの間、「座間市地域福祉計画（第三期）（素案）」について、意見募集を実施したところ、個人1名、市内法人1法人から15件の意見が提出されました。その概要は以下のとおりです。

意見の提出者数： 1名、1法人

意見の提出件数： 15件

番号	意見の概要	市の考え方（検討結果）・修正内容
1	第二期計画と同様に「自助、共助、公助」の3要素で構成されているが、「一億総活躍社会」の実現に向けた諸施策が実施されると、自助や共助を担うと想定されている層の大部分が「労働人口」になると思われるので、国の動向を考慮して再考するよう強く要望する。	御意見のとおり、今後、ますます共助の担い手は多様化していくものと考えています。 本計画は、個人、地域、行政がそれぞれの役割分担の下、緊密に連携しながら地域福祉の実現を目指すこととしています。ここでいう「地域」の中には、市内で活動している民間事業者も役割の担い手として想定されており、おのずと労働人口もそこに含まれてくるものと理解しています（P12参照）。 市では、本計画を通じて市民、関係機関・団体等と連携しながら地域福祉の実現を目指してまいります。
2	各「実施事業の方向」の「役割分担」について、一億総活躍社会では、ボランティア活動の担い手が激減すると予想されるため、地域の役割を有給の正規雇用の専門職が行えるように環境を整えなくてはならないと考える。	本計画を進める中で、社会状況も踏まえながら地域との連携を効果的に行えるよう、それぞれの施策を展開していきたいと考えています。
3	子育てや介護など従来専業主婦が担っていた自助の部分、今後は共助や公助で対応せざるをえなくなるため、共助と公助の一層の充実が早急に求められる状況になる。	本計画は、個人、地域、行政がそれぞれの役割分担の下、緊密に連携しながら地域福祉の実現を目指すこととしています。自助でできない部分は共助、公助で支えることのでき

番号	意見の概要	市の考え方（検討結果）・修正内容
	<p>こうした中で、従来通りの前提で立案すると、社会的弱者への負担が集中することが想定されるため、さらに緊急のセーフティーネットを充実する公助の施策を立案しなければならなくなる厳しい状況になることを想定し、計画の前提から見直しをするよう求める。</p>	<p>る地域福祉の実現を目指すことが重要であると考えています。</p> <p>市では、本計画を通じて市民、関係機関・団体等と連携しながら地域福祉の実現を目指してまいります。</p>
4	<p>待機児童解消や病児保育対策や介護事業の強化を近隣市と同様のレベルにしていかないと子育て世帯や介護世帯（最近は子育てと介護が重なる世帯もある）の流出が起こる可能性があるため、人口推移についてはそのような状況も考慮して再考する必要があると思われる。</p>	<p>御指摘の点については、様々な社会状況等を加味しながら関連の個別計画の中で対応しているところです。</p> <p>なお、将来人口の推計については、市で作成した平成27年6月推計を用いていますので、P20「(2) 将来人口の予測」及び「(3) 年齢別人口の予測」にその旨を明記します。</p>
5	<p>自助と無償の共助の比重を減らし、有償の共助と公助の充実を図る「役割分担」となるよう見直すことを要望する。</p>	<p>地域福祉の実現に向けては市民一人ひとりが担い手となることが不可欠であるという前提の下、環境の整備を進めていきたいと考えています。</p>
6	<p>P37 第4章1-1-1の課題の1つ目に「市民が必要とする情報」とあるが、現状では情報提供されていてもそれが十分なものとは感じない。どのような手段で市民が必要とする情報を把握するのか、市民が必要とする情報の具体的な想定は何か提示されたい。</p>	<p>本項目では、「市が発信している福祉情報」を「当該情報を求めている市民」が受け取ることができるような仕組みをつくっていくこととしています。</p>
7	<p>P37 第4章1-1-1の課題の2つ目に「相談相手の多くは近親者となっていることから」とあるが、相談相手が近親者というのは自助であると考えられる。自助では解決しない問題や状況を明確にしたうえで、そのことに対応できる「相談することのできる仕組み作り」が必要と考える。</p> <p>何故相談相手が近親者であることが課題なのか、相談相手が近親者である</p>	<p>本項目では、例えば身近に近親者等がない方なども身近で相談することができるような仕組みづくりが必要であるとしています。</p> <p>それぞれ自助で対応できる部分は自助で対応していただきながら、併せて地域全体が困難を抱える方を支えていくことができるような環境を整備していくことが必要だと考えています。</p>

番号	意見の概要	市の考え方（検討結果）・修正内容
	<p>この問題は何か、近親者が相談相手では解決しない問題とは何か提示されたい。</p>	
8	<p>P38 第4章1-1-1 行政の役割「(1) 情報提供の充実」の中で、「市民に向けて積極的に福祉情報を提供します」とあるが、「座間市地域包括支援センター運営協議会」、「座間市地域包括ケア会議」の議事録は非公開とされ、市ホームページ上に掲載されていない。他市においては個人情報に関する事項を除いて市ホームページ上に掲載されている。十分な情報提供がされているとは言えないのではないか。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の検討事項として承り、引き続き適切な情報の提供に努めてまいります。</p>
9	<p>P39 第4章1-1-2の課題2つ目に「福祉ニーズを的確に把握するとともに、各種サービスの充実と多様化を図ることが重要」と記載されているが、厚生労働省の地域福祉計画に関する資料によると、地域計画に盛り込むべき事項としてニーズ調査、必要とされているサービス量の調査等が記載されており、課題として挙げられているものは計画立案時に把握されていなければならないことと考えられる。福祉ニーズを的確に把握するとした根拠と必要とされるサービス量の調査等の結果を提示されたい。</p>	<p>本項目においては、福祉事業者が利用者のニーズを的確に把握しながら必要なサービスを提供していくことを想定しております。</p> <p>福祉ニーズ等の調査につきましては、計画の策定に先立ち平成26年度にアンケート調査を実施させていただきました。この結果も踏まえて本計画の素案を策定させていただいております。</p> <p>なお、アンケート結果につきましては、概要を計画の巻末資料として掲載する予定です。</p>
10	<p>P39 第4章1-1-2の現状に「苦情解決に向けた取組を行っています」とあるが、福祉サービス事業者における苦情発生要因は何か。事業者個別の問題だけとは限らないのではないか。</p> <p>市では苦情の発生要因をどう考えているか、苦情解決に向けた取組の成果は出ているのか、また、要支援者の課題が複数の課にまたがる場合の総合的な仕組みについて提示されたい。</p>	<p>利用者の苦情については様々な要因が考えられますが、それぞれの置かれる立場や環境により異なるものであり、全ての事例に合致するものはないと考えています。</p> <p>また、ここでいう苦情解決に向けた取組とは、苦情解決への適切な対応をとる中で、利用者の意見に真摯に対応し、サービス向上につなげていくことを想定しており、各事業者が主体的に行うものと考えていま</p>

番号	意見の概要	市の考え方（検討結果）・修正内容
		<p>す。そして、行政はそうした取組を促進していくことが求められているものと認識しています。</p> <p>要支援者の課題が複数の課にまたがる場合の総合的な仕組みについては、行政内部の調整事項であり、本計画の趣旨と異なるため回答は行いませんが、御意見として承り、今後の支援の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>P41 第4章1-2-1の課題1つ目「公的なサービスでは対処することが困難な地域」とあるが、市内で公的サービスが受けることができない地域があるのか。</p>	<p>本項目で「公的サービスでは対処することが困難」としているのは「地域による見守りなどの地域支援体制」のことを指しています。</p> <p>課題1の文章を「高齢者の見守りなどは公的サービスで全て対処することは困難なため、地域による支援体制を確立することが必要です。」として、明確な表現に改めます。</p>
12	<p>P44 第4章1-2-1のイメージ図に関して、「基幹的な役割のセンター」とあるが、地域包括支援センターを市の直営とすることで行政や市民との関係が密接になり、地域福祉における自治体としての責任とリーダーシップを発揮できると考えられる。今後基幹的な役割や機能強化型の地域包括支援センターを設置するのか、また、自治体のリーダーシップについての考えを提示されたい。</p>	<p>本項目については、3年ごとに策定している座間市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中で、具体的な取組を検討しています。御指摘の点につきましては、今後の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の中で参考とさせていただきます。</p>
13	<p>P62 第4章3-1-2課題1つ目に「障がい者や高齢者にとって通行の邪魔になる歩道と車道の段差などの解消を進めています」とあるが、これまでにやってきたバリアフリー化における弊害もある。効果的にバリアフリー化を進めるためには当事者の意見を把握し、これまでにやってきた事業の評価を行うことが必要ではないか。これま</p>	<p>御意見として承り、障がい者や高齢者が外出機会を奪われることのないよう、今後も公共施設や道路のバリアフリー化を進めてまいります。</p>

番号	意見の概要	市の考え方（検討結果）・修正内容
	<p>で行って来たバリアフリー化の評価と当事者の意見をどのように把握し、取り入れているのか提示されたい。</p>	
14	<p>厚生労働省の地域福祉計画に関する指針をみると、「計画策定の体制と過程」の項において社会福祉法人の役割が記載されている。座間市の社会福祉法人の役割への考えを提示されたい。</p>	<p>御指摘の点については、「社会福祉法人が計画策定の中に関わり、そのノウハウを生かすことが期待される」と認識しております。</p> <p>市では、市内社会福祉法人の理事長に座間市地域保健福祉サービス推進委員会の委員として就任していただき、計画策定段階から御意見をいただいているところです。</p> <p>また、社会福祉法人は社会福祉法の規定に基づき認可されている法人であることから、地域の先頭に立って地域福祉をけん引する立場になるものと期待しています。</p>
15	<p>厚生労働省の地域福祉計画に関する指針をみると、計画に盛り込む事項として「地域における福祉サービスの目標の提示」とあるが、二期においては目標の提示がない。また、三期（素案）においても「設定作業中」とあり、不完全な状況下で意見を求めるという姿勢は行政機関と地域や市民の信頼関係を損なうものと考えます。</p> <p>二期で目標を提示しなかった理由と、三期（素案）のパブリックコメントまでに目標数値と達成手段を設定しなかった理由を提示されたい。</p>	<p>二期計画においては、定性的な目標を設定し、地域福祉の実現に向けた取組を進めてきました。</p> <p>一方、三期計画については、策定作業を進める中で、「可能な範囲では定量的な目標を設定した方が良いのではないか」といった趣旨の意見もあり、行政の役割における目標数値を設定することとしました。</p> <p>目標数値は、行政機関内で十分に吟味して設定したのち、庁内検討委員会や地域保健福祉サービス推進委員会の中で十分に議論した上で策定時に提示させていただきます。</p>

*ここで表示されているページ数は、パブリックコメント実施時に公表されたものを指しているため、現在のページ数とは異なる場合があります。

2 諮問・答申

1 諮問

座福発第418号
平成28年2月4日

座間市地域保健福祉サービス推進委員会
会長 大友 奉 様

座間市長 遠藤 三紀夫

「座間市地域福祉計画（第三期）」について（諮問）

座間市地域保健福祉サービス推進委員会規則第2条の規定に基づき、座間市地域福祉計画（第三期）について、貴委員会の意見を求めます。

2 答申

平成28年2月10日

座間市長 遠藤 三紀夫 殿

座間市地域保健福祉サービス推進委員会
会長 大友 奉

「座間市地域福祉計画（第三期）」について（答申）

平成28年2月4日付け座福発第418号で諮問のありました標記のことについて、当委員会において慎重に審議したところ、原案は妥当なものと認めます。

今後は、本計画に基づき、地域福祉の推進に向けた取組を積極的に行ってください。

3 地域保健福祉サービス推進委員会規則・名簿

○座間市地域保健福祉サービス推進委員会規則

(平成24年3月29日規則第21号)

(趣旨)

第1条 この規則は、座間市附属機関の設置に関する条例(昭和48年座間市条例第48号)第3条の規定に基づき、座間市地域保健福祉サービス推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、保健、医療その他福祉分野における各種サービスに関し調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(委員)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療団体又は機関の代表者
- (2) 福祉団体の代表者
- (3) 社会福祉事業に従事する者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

○座間市地域保健福祉サービス推進委員会委員名簿（平成28年2月1日現在）

	氏 名	所属、役職等
	稲垣 文野	子育てサロン「ハグハグ」代表
◎	大友 奉	座間市社会福祉協議会 会長
	加藤 興和	座間市障害者団体連合会 副会長
	北原 稔	厚木保健福祉事務所 保健福祉部長
	佐久間 志保子	和泉短期大学 准教授
	佐藤 節子	元 座間市教育委員長
	島村 利明	座間市民生委員児童委員協議会 会長
	城条 洋子	公募
	鈴木 八千代	公募
○	田中 誠一	アガベセンター センター長
	中川 正行	座間市医師会
	野島 徹	社会福祉法人敬心会 理事長
	長谷川 昌夫	座間市ボランティア連絡協議会 会長
	与那国 明美	健康ざま普及員連絡協議会 副会長
	米澤 弘明	座間市歯科医師会 理事

◎：会長 ○：副会長（50音順 敬称略）

4 座間市地域福祉計画策定検討委員会設置要綱

座間市地域福祉計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第4号）第107条の規定に基づく座間市における市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、座間市地域福祉計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、地域福祉計画の策定に必要な事項を調査検討する。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には福祉部長を、副委員長には福祉長寿課長をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、主管課において処理する。

(実施細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月18日から施行する。

別表（第3条関係）

座間市地域福祉計画策定検討委員会名簿

職 名
福祉部長
企画財政部企画政策課長
市民部市民協働課長
市民部広報広聴人権課長
市民部安全防災課長
健康部健康づくり課長
健康部介護保険課長
福祉部福祉長寿課長
福祉部障がい福祉課長
福祉部子育て支援課長
福祉部保育課長
福祉部生活援護課長
都市部都市計画課長
教育部生涯学習課長

5 用語解説

あ行

*アウトリーチ【39・57ページで使用】

社会福祉援助技術を提供する機関や福祉サービスの一般的実施機関がその職権によって潜在的な利用希望者に手を差し伸べ利用を実現させるような取組のこと

*NPO（エヌピーオー）【7・12・14・36・58・67・72～74・90ページで使用】

Non-Profit Organization（ノン プロフィット オーガニゼーション）の略で、行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。平成10年に、これに法人格を与え活動を支援するための特定非営利活動促進法が成立した。

か行

*介護保険制度【3ページで使用】

介護が必要になった高齢者が、その状態に応じて自立して日常生活を送ることができるよう必要なサービスを給付する社会保険制度。公費と40歳以上の国民（被保険者）が納める保険料を財源として運営されており、市区町村（保険者）の認定する介護度に応じてサービスを利用することができる。

*協働【5・12・82・90～91ページで使用】

行政と住民や民間機関・団体などが、共通の目標に対してそれぞれの強みを生かして連携し、地域の様々な課題の解決や新たな仕組みづくり・事業に取り組むまちづくりの考え方。

さ行

*社会福祉協議会【5・35・41～42・66～68・70～71・73～75・89・91ページで使用】

地域福祉を推進する中核的な機関として「社会福祉法」で位置付けられている公共的性格を有する民間機関。社会福祉法人格を有しており、在宅福祉サービスの実施や地域住民の組織化、地域福祉活動の推進、ボランティア活動、福祉教育の推進などを住民主体の理念のもとに行っている。

*生活困窮者自立支援制度【57～61ページで使用】

様々な理由により経済的に困窮している人（生活困窮者）を支援する制度。自立相談支援、住居確保給付金の支給、就労準備支援、一時生活支援、家計相談支援、学習支援など、生活困窮者の状況に応じて必要な自立支援を行う。

***生活支援コーディネーター【44～46 ページで使用】**

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた調整機能を果たす役割を担う人のこと。

た行

***地域包括支援センター【39・41・44～45・47～48・128・130 ページで使用】**

高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護高齢者等の自立した日常生活を包括的・継続的に支援する、地域包括ケアシステムの中核機関

***ドメスティック・バイオレンス (domestic violence)**

【62 ページで使用】

夫婦や恋人など親密な関係にある、又はあった異性に対する暴力のこと。身体的暴力に限らず、思考や行動を萎縮させるような心理的な暴力や性的行為などを強要する性的暴力も含まれる。

な行

***日常生活圏域【44～45 ページで使用】**

介護保険事業計画において、当該市町村が、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況などを勘案して定めたもので、中学校区などが用いられることが多い。

***ノーマライゼーション【7 ページで使用】**

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、障がいのある人もない人もともに生きる社会こそノーマルな社会であるという理念のこと

は行

***バリアフリー【16・78・79・130 ページで使用】**

高齢者や障がい者が社会生活を送る上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること

***避難行動要支援者【3・80～81 ページで使用】**

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避

難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦などが挙げられている。

***福祉教育【5・14・65・137 ページで使用】**

誰もが安心して幸せに生きる福祉社会を作るために、福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、更に自ら参加実践することによって心豊かな人間形成を図るとともに、福祉問題を解決する力を身に付ける教育のこと。

***福祉サービス運営適正化委員会【42 ページで使用】**

福祉サービス利用者の苦情などを適切に解決し、利用者の権利の擁護を目的として都道府県の社会福祉協議会に設置される機関。福祉サービスの利用者が事業者とのトラブルを自力で解決できないときに、専門知識を備えた委員が中立的な立場から解決に向けた仲介を行う。

ま行

***民生委員・児童委員【39～41・46・60・73・81・134 ページで使用】**

地域福祉の身近な相談相手として「民生委員法」により市区町村区域に置かれている制度的ボランティアで、①住民の生活状況の把握、②援助を必要とする者への相談、助言等の援助、③福祉サービス利用者のための情報提供、④福祉事務所や社会福祉関係機関との連携・協力、⑤住民の福祉増進のための活動などを行っている。

や行

***ユニバーサルデザイン【15～16・78～79 ページで使用】**

年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること

ら行

***老人クラブ【34・70～71 ページで使用】**

高齢者の心身の健康の増進を図り、老後生活を健全に豊かにすることを目的とした自主的かつ中立的な組織。概ね 60 歳以上の者を会員とし、主な活動内容として、社会奉仕活動、教養講座、スポーツ活動などが行われている。

座間市地域福祉計画（第三期）

誰もが安心して暮らせる、ともに助け合い支え合うまちづくりを目指して

平成28年（2016年）3月

発行：座間市福祉部福祉長寿課

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

TEL 046-252-8247

FAX 046-256-3600



座間市

座間市地域福祉計画（第三期）

誰もが安心して暮らせる、ともに助け合い支え合うまちづくりを目指して